

## 【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年5月27日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼代表取締役社長 大越 昇一
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【電話番号】	03-6387-5000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	N E X T F U N D S 外国債券・F T S E世界国債インデックス（除く日 本・為替ヘッジあり）連動型上場投信
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	2兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書を提出いたしましたので、2025年11月25日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を更新するため、また、記載事項の一部に変更がありますので本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

原届出書の下記の記載事項につきましては内容を更新・訂正いたします。

第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況  
第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況

また、それ以外の訂正事項につきましては、＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部\_\_は訂正部分を示し、＜更新後＞の記載事項は原届出書の更新後の内容を示します。

## 第一部【証券情報】

## (4) 発行（売出）価格

## &lt;訂正前&gt;

取得申込日の翌営業日（以下「取得申込受付日」といいます。）の基準価額 に100.05%以内（2025年11月25日現在100.03%）の率を乗じて得た価額（「販売基準価額」といいます。）とします。

「基準価額」とは、純資産総額を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、ファンドにおいては100口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

## &lt;訂正後&gt;

取得申込日の翌営業日（以下「取得申込受付日」といいます。）の基準価額 に100.05%以内（2026年5月27日現在100.03%）の率を乗じて得た価額（「販売基準価額」といいます。）とします。

「基準価額」とは、純資産総額を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、ファンドにおいては100口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1 ファンドの性格

##### （1）ファンドの目的及び基本的性格

###### < 更新後 >

外国債券為替ヘッジ型マザーファンド受益証券および外国の公社債を主要投資対象とし、「FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）」（「対象指数」といいます。）に連動する投資成果（基準価額の変動率が対象指数の変動率に一致することをいいます。以下同じ。）を目指します。

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）とは

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックス（為替ヘッジを行なう円ベースの指数）です。

###### 信託金の限度額

ファンドの信託金限度額は、1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

受益権を上場します。

いつでも下記の金融商品取引所で売買することができます。

東京証券取引所

売買単位は10口以上10口単位です。

手数料は申込みの取扱い第一種金融商品取引業者等が独自に定める金額とします。

取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは取扱い第一種金融商品取引業者等へお問い合わせください。

追加設定は一定口数以上の申込みでないと行なうことはできません。

対象指数に連動する投資成果という目的の支障とならないようにするために、追加設定をポートフォリオを組成するために必要な金額以上の場合に限定するものです。

一定口数以上の受益権を有する投資家は、信託契約の一部解約の実行を請求することができます。

基準価額と取引所での時価との間に乖離が生じたときに、合理的な裁定が入り、そうした乖離が収斂することにより、取引所での円滑な価格形成が行なわれることを期待するものです。

収益分配金の支払いは、名義登録によって受益者を確定する方法で行なわれます。

###### < 商品分類 >

一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に**網掛け表示**しております。

(NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジあり）連動型上場投信）

## 《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型  追加型	国内	株式 債券	MMF	インデックス型
	海外	不動産投信 その他資産 ( ) 資産複合	MRF  ETF	特殊型

## 《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回  年2回	グローバル (日本を除く)  日本			日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年4回  年6回 (隔月)  年12回 (毎月)	北米  欧州  アジア  オセアニア	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)	TOPIX  その他 (FTSE世界国債イ ンデックス(除く日 本))
不動産投信 その他資産 ( )  資産複合 (債券 公債、その 他資産(投資信託 証券(債券 公 債))) 資産配分固定型 資産配分変更型	日々  その他 ( )	中南米  アフリカ  中近東 (中東)  エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	なし	

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（資産複合）と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

&lt; 更新後 &gt;

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人資産運用業協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人資産運用業協会インターネットホームページアドレス》 <https://www.imaj.or.jp/>

一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2023年1月19日現在）

#### < 商品分類表定義 >

##### [ 単位型投信・追加型投信の区分 ]

- (1) 単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2) 追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

##### [ 投資対象地域による区分 ]

- (1) 国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### [ 投資対象資産による区分 ]

- (1) 株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### [ 独立した区分 ]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...MRF及びMMFの運営に関する規則（以下「MRF等規則」という。）に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...MRF等規則に定めるMRFをいう。
- (3) ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

##### [ 補足分類 ]

- (1) インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

### ( 3 ) ファンドの仕組み

#### < 更新後 >

委託会社の概況(2026年4月末現在)

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180百万円

## ・会社の沿革

1959年12月1日	野村証券投資信託委託株式会社として設立
1997年10月1日	投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
2000年11月1日	野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

## ・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%

## 2 投資方針

## (2) 投資対象

## &lt;更新後&gt;

マザーファンド受益証券および外国の公社債を主要投資対象とします。なお、対象指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、債券先物取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引を利用することができます。

## 投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ．有価証券
  - ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5) 投資制限 および 」に定めるものに限ります。）に係る権利
  - ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
  - ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ．為替手形

## 有価証券の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である外国債券為替ヘッジ型マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の各号に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

7. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りま  
す。）の行使により取得した株券

転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。

8. コマーシャル・ペーパー

9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

10. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

11. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

12. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

13. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

15. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第13号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

16. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第7号の証券または証書ならびに第9号および第13号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第6号までの証券ならびに第9号および第13号の証券または証書のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第10号および第11号の証券ならびに第13号の証券または証書のうち第10号および第11号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、上記「有価証券の指図範囲等」に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（信託法に規定する受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）に表示されるべきものを除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

1. 先物取引等

2. スワップ取引

(参考)マザーファンドの概要

## （外国債券為替ヘッジ型マザーファンド）

## 運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

## 1．基本方針

この投資信託は、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

## 2．運用方法

## (1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

## (2) 投資態度

主として外国の公社債に投資することにより、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。

効率的な運用を行なうため、債券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## (3) 投資制限

株式への投資は行ないません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

## (5) 投資制限

<訂正前>

運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限 (信託約款)

- ・株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

- ・デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

#### 投資する株式の範囲(信託約款)

- ( ) 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- ( ) 上記( )の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### 先物取引等の運用指図(信託約款)

- ( ) 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- ( ) 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ( ) 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

#### スワップ取引の運用指図(信託約款)

- ( ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ( ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ( ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ( ) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### 有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

- ( ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号

の範囲内で貸付の指図をすることができます。

- 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

( )上記( )各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

( )委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### 公社債の借入れ(信託約款)

( )委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。  
なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

( )上記( )の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

( )信託財産の一部解約等の事由により、上記( )の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

( )上記( )の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

#### 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 資金の借入れ(信託約款)

( )委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

( )一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

( )借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### <訂正後>

##### 運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限 (信託約款)

- ・株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

- ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ・デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ・一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

#### 投資する株式の範囲(信託約款)

- ( ) 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- ( ) 上記( )の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### 先物取引等の運用指図(信託約款)

- ( ) 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- ( ) 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ( ) 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

#### スワップ取引の運用指図(信託約款)

- ( ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ( ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ( ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って評価するものとします。
- ( ) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### 有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - 2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ( )上記( )各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ( )委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### 公社債の借入れ(信託約款)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- ( )上記( )の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ( )信託財産の一部解約等の事由により、上記( )の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ( )上記( )の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

#### 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券(外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。)への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 資金の借入れ(信託約款)

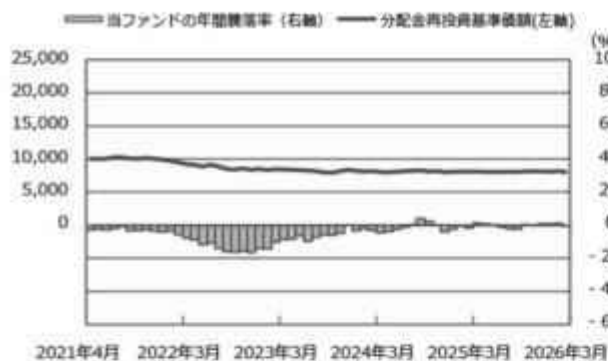
- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ( )一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ( )借入金の利息は信託財産中より支弁します。

### 3 投資リスク

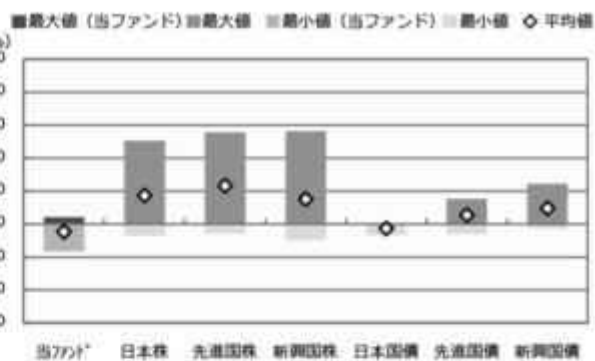
< 更新後 >

# ■ リスクの定量的比較 (2021年4月末～2026年3月末：月次)

## ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



## ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	4.0	50.5	55.7	56.3	0.6	15.3	24.5
最小値 (%)	△ 16.4	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 6.9	△ 6.1	△ 2.7
平均値 (%)	△ 4.6	17.4	23.3	15.1	△ 2.6	5.4	9.5

- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2021年4月末を10,000として指数化しております。
- \* 年間騰落率は、2021年4月から2026年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- \* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \* 2021年4月から2026年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \* 決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

### <代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

### ■ 代表的な資産クラスの指数の著作権等について ■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標準又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標準又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価格や価値を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイス等を法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または買主になっている可能性もあります。
- 米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMS LLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての提供、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に関連させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMS LLCはNASDAQ、NYSE、SIPCの会員です。JP MorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

## 4 手数料等及び税金

### (1) 申込手数料

#### <更新後>

販売基準価額（取得申込日の翌営業日の基準価額に100.05%以内（2026年5月27日現在100.03%）の率を乗じて得た価額）に、販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相

当する金額 とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

購入時手数料は、ファンドの購入に関する事務手続き等の対価として、購入時に頂戴するものです。

### (3) 信託報酬等

<更新後>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とします。

1. 信託財産の純資産総額に年0.132%(税抜年0.12%)以内で委託会社が定める率(2026年5月27日現在年0.132%(税抜年0.12%)) (「信託報酬率」といいます。) を乗じて得た額とし、その配分については以下の通り(税抜)とします。

<委託会社>	<受託会社>
年0.10%	年0.02%

\* 上記配分は、2026年5月27日現在の信託報酬率における配分です。

2. 信託財産に属する有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料の44%(税抜40%)以内の額から、当該貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用を控除した額とし、その配分については、委託会社は80%、受託会社は20%とします。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

#### 支払先の役務の内容

<委託会社>	<受託会社>
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

### (4) その他の手数料等

<更新後>

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、有価証券の貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。なお、ファンドの上場に係る費用および対象指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(以下「商標使用料」といいます。)ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。なお、信託財産中から支払わない金額については、委託者が負担します。

対象指数に係る商標使用料(2026年5月27日現在)

ファンドの純資産総額に対し、年0.02%を乗じて得た額とします。

ファンドの上場に係る費用(2026年5月27日現在)

- ・ 追加上場料：追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場

した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、  
0.00825%（税抜0.0075%）。

- ・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%（税抜0.0075%）。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中から支払われます。

販売基準価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に100.05%以内（2026年5月27日現在100.03%）の率を乗じた価額となります。したがって、購入時には、基準価額に0.05%以内（2026年5月27日現在0.03%）の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、購入する口数に応じてご負担いただきます。

ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.05%以内（2026年5月27日現在0.03%）の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

- \* これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

## （５）課税上の取扱い

### < 更新後 >

#### 個人の受益者に対する課税

##### 収益分配金の受取時

分配金については、20.315%（国税（所得税及び復興特別所得税）15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

##### 受益権の売却時、換金（解約）時および償還時

売却時、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315%（国税15.315%および地方税5%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

売却時、換金（解約）時および償還時の価額から取得費（買付・申込手数料（税込）を含む）及び譲渡費用を控除した利益が譲渡益として課税対象となります。

##### 損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 <sup>（注2）</sup>	《配当所得》
--------	---------------------------------	--------

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定公社債<sup>(注1)</sup>の利子</li> <li>・ 公募公社債投資信託の収益分配金</li> </ul>	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 譲渡益</li> <li>・ 譲渡損</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場株式の配当</li> <li>・ 公募株式投資信託の収益分配金</li> </ul>
--	---	---

(注1) 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

(注2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

#### \* 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入したETFなどから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

なお、分配金の受取方法によっては非課税とならない場合があります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 法人の受益者に対する課税

##### 収益分配金の受取時

分配金については、15.315%（国税15.315%）の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

収益分配金の益金不算入の対象とはなりません。

##### 受益権の売却時、換金（解約）時および償還時

法人の投資家については、受益権の売却時、換金（解約）時および償還時における源泉徴収はありません。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2026年3月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

なお、上記のほか、日本の非居住者である受益者には、日本以外の国における税金が課せられる場合があります。

## 5 運用状況

以下は2026年3月31日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### (1) 投資状況

## NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジあり）連動型上場投信

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	62,180,948,720	45.87
	カナダ	2,923,341,577	2.15
	メキシコ	1,245,376,505	0.91
	ドイツ	7,691,791,118	5.67
	イタリア	8,815,531,406	6.50
	フランス	9,567,238,998	7.05
	オランダ	1,636,058,962	1.20
	スペイン	5,748,271,799	4.24
	ベルギー	2,038,408,056	1.50
	オーストリア	1,468,239,525	1.08
	フィンランド	698,759,227	0.51
	アイルランド	601,289,565	0.44
	ポルトガル	829,339,012	0.61
	イギリス	7,683,902,637	5.66
	スウェーデン	248,700,983	0.18
	ノルウェー	234,154,175	0.17
	デンマーク	294,738,104	0.21
	ポーランド	996,086,493	0.73
	オーストラリア	1,819,630,257	1.34
	ニュージーランド	428,600,819	0.31
シンガポール	1,235,136,052	0.91	
中国	16,598,529,684	12.24	
イスラエル	595,031,184	0.43	
	小計	135,579,104,858	100.03
現金・預金・その他資産（負債控除後）		43,275,081	0.03
	合計（純資産総額）	135,535,829,777	100.00

## （参考）外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	36,259,408,656	45.94
	カナダ	1,682,178,917	2.13
	メキシコ	739,715,527	0.93
	ドイツ	4,437,673,740	5.62
	イタリア	5,062,510,325	6.41
	フランス	5,486,185,447	6.95
	オランダ	957,153,288	1.21
	スペイン	3,358,930,416	4.25
	ベルギー	1,188,427,965	1.50
	オーストリア	858,997,969	1.08
	フィンランド	411,474,324	0.52
	アイルランド	349,842,185	0.44

	ポルトガル	453,138,249	0.57
	イギリス	4,535,441,242	5.74
	スウェーデン	144,364,488	0.18
	ノルウェー	126,456,944	0.16
	デンマーク	186,735,492	0.23
	ポーランド	588,066,227	0.74
	オーストラリア	1,059,742,857	1.34
	ニュージーランド	236,495,874	0.29
	シンガポール	740,186,539	0.93
	中国	9,657,609,113	12.23
	イスラエル	321,467,204	0.40
	小計	78,842,202,988	99.89
現金・預金・その他資産（負債控除後）		81,924,887	0.10
合計（純資産総額）		78,924,127,875	100.00

## （２）投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

#### NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジあり）連動型上場投信

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	24,900,000	16,147.25	4,020,666,463	16,104.78	4,010,091,701	4.5	2027/5/15	2.95
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	14,730,000	16,651.23	2,452,727,124	16,559.44	2,439,206,203	6.125	2027/11/15	1.79
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	12,630,000	15,725.98	1,986,191,623	15,642.63	1,975,664,625	2.875	2028/8/15	1.45
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	10,100,000	15,128.86	1,528,015,629	14,932.22	1,508,155,151	2.875	2032/5/15	1.11
5	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	8,300,000	18,440.60	1,530,570,022	18,104.40	1,502,665,291	2.75	2030/2/25	1.10
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	9,300,000	16,235.81	1,509,930,702	16,027.34	1,490,543,073	4.125	2032/2/29	1.09
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	8,700,000	15,984.80	1,390,677,809	15,765.66	1,371,612,949	3.875	2032/8/31	1.01
8	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	57,000,000	2,313.72	1,318,825,196	2,315.16	1,319,642,975	1.36	2027/12/15	0.97
9	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	6,700,000	18,770.37	1,257,614,858	18,243.79	1,222,334,110	3.5	2033/11/25	0.90
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	7,500,000	16,188.16	1,214,112,132	16,105.09	1,207,882,448	4.25	2028/2/15	0.89
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	7,200,000	16,641.88	1,198,215,620	16,441.72	1,183,803,973	4.625	2031/5/31	0.87
12	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	6,300,000	18,491.39	1,164,957,961	18,221.78	1,147,972,361	2.75	2029/2/25	0.84
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	7,000,000	15,755.04	1,102,853,391	15,734.75	1,101,432,617	2.375	2027/5/15	0.81
14	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	6,700,000	16,215.02	1,086,406,983	15,958.95	1,069,250,172	4.25	2034/11/15	0.78
15	イギリス	国債証券	UNITED KINGDOM GILT	5,100,000	21,185.30	1,080,450,599	20,825.95	1,062,123,949	4	2029/5/22	0.78
16	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	5,300,000	20,291.98	1,075,475,030	19,837.25	1,051,374,715	4.75	2035/4/25	0.77
17	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	6,900,000	14,968.65	1,032,837,245	14,766.72	1,018,904,221	2.75	2032/8/15	0.75

18	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	5,300,000	19,366.71	1,026,436,091	19,217.69	1,018,538,090	6.5	2027/7/4	0.75
19	ドイツ	国債証券	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	5,400,000	18,348.52	990,820,565	18,284.69	987,373,429	2.2	2027/3/11	0.72
20	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	5,000,000	19,100.31	955,015,872	18,794.02	939,701,136	3.85	2029/12/15	0.69
21	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	6,600,000	14,333.61	946,018,664	14,158.12	934,436,068	1.875	2032/2/15	0.68
22	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	5,000,000	18,554.48	927,724,187	18,182.67	909,133,566	3.25	2034/4/30	0.67
23	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,200,000	17,574.86	913,892,921	17,386.32	904,088,894	6.25	2030/5/15	0.66
24	イギリス	国債証券	UNITED KINGDOM GILT	4,400,000	21,029.73	925,308,416	20,545.54	904,003,806	4	2031/10/22	0.66
25	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	38,000,000	2,323.66	882,992,939	2,323.70	883,008,142	1.63	2030/10/25	0.65
26	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	4,100,000	21,284.73	872,673,951	20,738.16	850,264,917	5.75	2033/2/1	0.62
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,300,000	15,983.20	847,109,791	15,850.91	840,098,447	3.625	2029/8/31	0.61
28	イギリス	国債証券	UK TREASURY	4,200,000	19,876.91	834,830,460	19,368.64	813,483,298	3.25	2033/1/31	0.60
29	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,900,000	16,467.95	806,929,636	16,337.11	800,518,506	4.625	2029/4/30	0.59
30	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,100,000	15,752.23	803,364,207	15,677.29	799,542,076	2.875	2028/5/15	0.58

## 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	100.03
合計	100.03

## (参考) 外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	9,000,000	16,197.49	1,457,774,313	16,104.78	1,449,430,735	4.5	2027/5/15	1.83
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	7,300,000	16,814.93	1,227,490,127	16,559.44	1,208,839,463	6.125	2027/11/15	1.53
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,000,000	17,665.19	883,259,635	17,386.32	869,316,244	6.25	2030/5/15	1.10
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,300,000	16,318.46	864,878,745	16,027.34	849,449,278	4.125	2032/2/29	1.07
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,600,000	16,228.13	746,494,428	16,095.41	740,389,254	4.25	2028/1/15	0.93
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,600,000	15,733.50	723,741,139	15,677.29	721,155,598	2.875	2028/5/15	0.91
7	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	3,800,000	18,669.53	709,442,169	18,243.79	693,264,123	3.5	2033/11/25	0.87
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,100,000	16,705.86	684,940,309	16,382.07	671,665,223	4.625	2035/2/15	0.85
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,900,000	15,710.70	612,717,586	15,642.63	610,062,711	2.875	2028/8/15	0.77
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,900,000	15,151.04	590,890,724	14,932.22	582,356,940	2.875	2032/5/15	0.73
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,100,000	14,260.46	584,678,962	14,158.12	580,483,012	1.875	2032/2/15	0.73
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,500,000	16,459.64	576,087,610	16,174.73	566,115,671	4.25	2031/2/28	0.71
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,500,000	16,208.05	567,281,976	16,105.09	563,678,476	4.25	2028/2/15	0.71
14	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,400,000	16,359.10	556,209,525	16,051.07	545,736,634	4.125	2031/10/31	0.69

15	ドイツ	国債証券	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	2,800,000	18,377.60	514,572,991	18,284.69	511,971,408	2.2	2027/3/11	0.64
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,100,000	16,583.48	514,088,160	16,337.11	506,450,483	4.625	2029/4/30	0.64
17	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,000,000	16,726.50	501,795,243	16,422.98	492,689,565	4.625	2030/9/30	0.62
18	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,200,000	15,379.08	492,130,593	15,320.99	490,271,994	2.375	2029/3/31	0.62
19	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	21,000,000	2,329.19	489,129,961	2,328.08	488,898,362	1.85	2027/5/15	0.61
20	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,000,000	16,637.19	499,115,974	16,295.26	488,858,057	4.5	2033/11/15	0.61
21	イギリス	国債証券	UK TREASURY	2,500,000	19,621.36	490,534,171	19,368.64	484,216,249	3.25	2033/1/31	0.61
22	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,900,000	16,272.62	471,906,106	15,969.88	463,126,729	4.125	2032/11/15	0.58
23	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,800,000	16,160.75	452,501,098	15,975.50	447,314,241	3.875	2029/9/30	0.56
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,800,000	16,256.86	455,192,097	15,958.95	446,850,818	4.25	2034/11/15	0.56
25	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,800,000	15,803.76	442,505,344	15,699.15	439,576,278	3.125	2028/11/15	0.55
26	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,600,000	16,405.18	426,534,838	16,198.15	421,152,011	4.375	2028/11/30	0.53
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,800,000	15,301.01	428,428,415	14,963.45	418,976,751	4.5	2054/11/15	0.53
28	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,500,000	16,920.42	423,010,624	16,593.16	414,829,245	4.875	2030/10/31	0.52
29	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	2,100,000	20,252.13	425,294,776	19,751.42	414,779,881	5.5	2029/4/25	0.52
30	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,400,000	15,618.27	374,838,660	15,278.53	366,684,780	4.625	2055/2/15	0.46

## 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	99.89
合計	99.89

## 投資不動産物件

NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジあり）連動型上場投信  
該当事項はありません。

（参考）外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジあり）連動型上場投信  
該当事項はありません。

（参考）外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

該当事項はありません。

## （3）運用実績

## 純資産の推移

NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジあり）連動型上場投信

2026年3月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産及び金融商品取引所の取引価格の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）		東京証券取引所 取引価格（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）		
第1計算期間	(2018年 3月 7日)	536	538	975.8500	979.0500	986
第2計算期間	(2018年 9月 7日)	922	929	971.2200	978.3200	
第3計算期間	(2019年 3月 7日)	1,216	1,227	973.2100	982.3100	975
第4計算期間	(2019年 9月 7日)	4,169	4,193	1,034.7000	1,040.5000	1,039
第5計算期間	(2020年 3月 7日)	6,413	6,457	1,051.3700	1,058.6700	1,046
第6計算期間	(2020年 9月 7日)	9,930	9,982	1,051.9400	1,057.4400	1,065
第7計算期間	(2021年 3月 7日)	21,239	21,342	1,018.2100	1,023.1100	1,019
第8計算期間	(2021年 9月 7日)	46,554	46,817	1,026.3400	1,032.1400	1,026
第9計算期間	(2022年 3月 7日)	72,553	72,987	986.1900	992.0900	989.2
第10計算期間	(2022年 9月 7日)	101,512	102,261	866.4400	872.8400	865.5
第11計算期間	(2023年 3月 7日)	100,245	101,144	813.9400	821.2400	818
第12計算期間	(2023年 9月 7日)	104,933	106,089	789.6300	798.3300	790.7
第13計算期間	(2024年 3月 7日)	101,906	103,092	790.2800	799.4800	793.2
第14計算期間	(2024年 9月 7日)	153,640	155,237	788.5500	796.7500	790.1
第15計算期間	(2025年 3月 7日)	157,498	159,227	756.1100	764.4100	761
第16計算期間	(2025年 9月 7日)	187,056	189,574	750.1400	760.2400	752.5
第17計算期間	(2026年 3月 7日)	182,046	184,740	743.3200	754.3200	744.6
	2025年 3月末日	158,484		758.3400		759.9
	4月末日	161,403		765.2700		767
	5月末日	176,277		759.0300		760.8
	6月末日	177,043		762.0700		763.7
	7月末日	171,399		758.0400		760.3
	8月末日	189,524		760.0400		762
	9月末日	186,472		751.6600		752.6
	10月末日	184,970		756.3700		755.2
	11月末日	158,414		756.9100		762
	12月末日	157,516		752.9800		753.4
	2026年 1月末日	155,681		751.9800		752.1
	2月末日	187,633		759.9300		761.6
	3月末日	135,535		732.7800		733.7

決算日が休日の場合は、前営業日の取引価格を記載しております。

### 分配の推移

NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジあり）連動型上場投信

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2017年12月 7日～2018年 3月 7日	3.2000円
第2計算期間	2018年 3月 8日～2018年 9月 7日	7.1000円
第3計算期間	2018年 9月 8日～2019年 3月 7日	9.1000円
第4計算期間	2019年 3月 8日～2019年 9月 7日	5.8000円

第5計算期間	2019年 9月 8日～2020年 3月 7日	7.3000円
第6計算期間	2020年 3月 8日～2020年 9月 7日	5.5000円
第7計算期間	2020年 9月 8日～2021年 3月 7日	4.9000円
第8計算期間	2021年 3月 8日～2021年 9月 7日	5.8000円
第9計算期間	2021年 9月 8日～2022年 3月 7日	5.9000円
第10計算期間	2022年 3月 8日～2022年 9月 7日	6.4000円
第11計算期間	2022年 9月 8日～2023年 3月 7日	7.3000円
第12計算期間	2023年 3月 8日～2023年 9月 7日	8.7000円
第13計算期間	2023年 9月 8日～2024年 3月 7日	9.2000円
第14計算期間	2024年 3月 8日～2024年 9月 7日	8.2000円
第15計算期間	2024年 9月 8日～2025年 3月 7日	8.3000円
第16計算期間	2025年 3月 8日～2025年 9月 7日	10.1000円
第17計算期間	2025年 9月 8日～2026年 3月 7日	11.0000円

### 収益率の推移

#### NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジあり）連動型上場投信

	計算期間	収益率
第1計算期間	2017年12月 7日～2018年 3月 7日	2.1%
第2計算期間	2018年 3月 8日～2018年 9月 7日	0.3%
第3計算期間	2018年 9月 8日～2019年 3月 7日	1.1%
第4計算期間	2019年 3月 8日～2019年 9月 7日	6.9%
第5計算期間	2019年 9月 8日～2020年 3月 7日	2.3%
第6計算期間	2020年 3月 8日～2020年 9月 7日	0.6%
第7計算期間	2020年 9月 8日～2021年 3月 7日	2.7%
第8計算期間	2021年 3月 8日～2021年 9月 7日	1.4%
第9計算期間	2021年 9月 8日～2022年 3月 7日	3.3%
第10計算期間	2022年 3月 8日～2022年 9月 7日	11.5%
第11計算期間	2022年 9月 8日～2023年 3月 7日	5.2%
第12計算期間	2023年 3月 8日～2023年 9月 7日	1.9%
第13計算期間	2023年 9月 8日～2024年 3月 7日	1.2%
第14計算期間	2024年 3月 8日～2024年 9月 7日	0.8%
第15計算期間	2024年 9月 8日～2025年 3月 7日	3.1%
第16計算期間	2025年 3月 8日～2025年 9月 7日	0.5%
第17計算期間	2025年 9月 8日～2026年 3月 7日	0.6%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

### （４）設定及び解約の実績

#### NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジあり）連動型上場投信

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2017年12月 7日～2018年 3月 7日	550,000		550,000
第2計算期間	2018年 3月 8日～2018年 9月 7日	400,000		950,000

第3計算期間	2018年 9月 8日～2019年 3月 7日	300,000		1,250,000
第4計算期間	2019年 3月 8日～2019年 9月 7日	2,880,000	100,000	4,030,000
第5計算期間	2019年 9月 8日～2020年 3月 7日	2,910,000	840,000	6,100,000
第6計算期間	2020年 3月 8日～2020年 9月 7日	5,990,000	2,650,000	9,440,000
第7計算期間	2020年 9月 8日～2021年 3月 7日	11,830,000	410,000	20,860,000
第8計算期間	2021年 3月 8日～2021年 9月 7日	30,400,000	5,900,000	45,360,000
第9計算期間	2021年 9月 8日～2022年 3月 7日	31,590,000	3,380,000	73,570,000
第10計算期間	2022年 3月 8日～2022年 9月 7日	47,810,000	4,220,000	117,160,000
第11計算期間	2022年 9月 8日～2023年 3月 7日	17,590,000	11,590,000	123,160,000
第12計算期間	2023年 3月 8日～2023年 9月 7日	17,930,000	8,200,000	132,890,000
第13計算期間	2023年 9月 8日～2024年 3月 7日	7,380,000	11,320,000	128,950,000
第14計算期間	2024年 3月 8日～2024年 9月 7日	97,150,000	31,260,000	194,840,000
第15計算期間	2024年 9月 8日～2025年 3月 7日	68,120,000	54,660,000	208,300,000
第16計算期間	2025年 3月 8日～2025年 9月 7日	51,380,000	10,320,000	249,360,000
第17計算期間	2025年 9月 8日～2026年 3月 7日	45,140,000	49,590,000	244,910,000

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

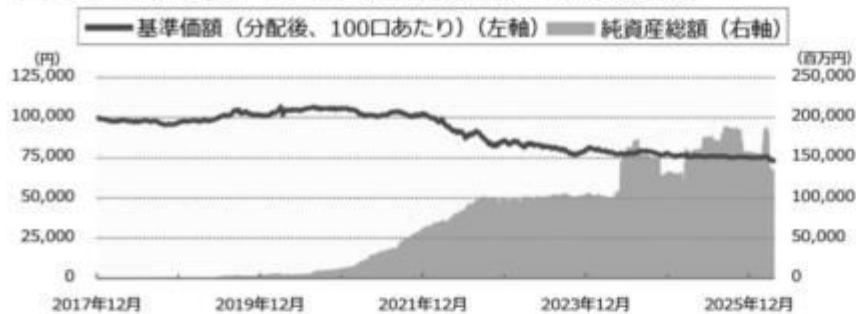
#### 参考情報

< 更新後 >



## 運用実績 (2026年3月31日現在)

### ■ 基準価額・純資産の推移 (日次：設定来)



### ■ 分配の推移

(100口あたり、課税前)

2026年3月	1,100 円
2025年9月	1,010 円
2025年3月	830 円
2024年9月	820 円
2024年3月	920 円
設定来累計	12,380 円

### ■ 主要な資産の状況

銘柄別投資比率 (上位)

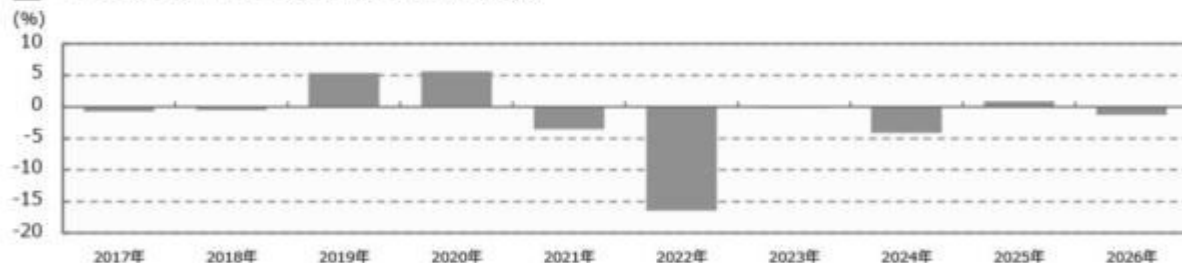
順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	US TREASURY N/B	国債証券	3.0
2	US TREASURY BOND	国債証券	1.8
3	US TREASURY N/B	国債証券	1.5
4	US TREASURY N/B	国債証券	1.1
5	FRANCE (GOVT OF)	国債証券	1.1
6	US TREASURY N/B	国債証券	1.1
7	US TREASURY N/B	国債証券	1.0
8	CHINA GOVERNMENT BOND	国債証券	1.0
9	FRANCE (GOVT OF)	国債証券	0.9
10	US TREASURY N/B	国債証券	0.9

国/地域別投資比率 (上位)

順位	国/地域	投資比率 (%)
1	アメリカ	45.9
2	中国	12.2
3	フランス	7.1
4	イタリア	6.5
5	ドイツ	5.7

※上記は、組入銘柄の通貨によって国/地域を分類しております。なお、ユーロについては発行国で記載しております。

### ■ 年間収益率の推移 (暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2017年は設定日 (2017年12月7日) から年末までの収益率。
- ・2026年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 3 資産管理等の概要

## (1) 資産の評価

## &lt;訂正前&gt;

## &lt;基準価額の計算方法&gt;

基準価額とは、純資産総額を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、ファンドにおいては100口当りの価額で表示されます。

純資産総額とは、資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た金額の合計額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
公社債等	原則として、基準価額計算日 <sup>1</sup> における以下のいずれかの価額で評価します。 <sup>2</sup> 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) 価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行いません。

1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

## &lt;追加信託金&gt;

( )追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に100.05%以内の率を乗じて得た価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

( )追加信託金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。

## &lt;受益権と一部解約金の計理処理&gt;

信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、解約差金として処理します。

## &lt;訂正後&gt;

## &lt;基準価額の計算方法&gt;

基準価額とは、純資産総額を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、ファンドにおいては100口当りの価額で表示されます。

純資産総額とは、資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た金額の合計額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
----	------

公社債等	原則として、基準価額計算日 <sup>1</sup> における以下のいずれかの価額で評価します。 <sup>2</sup> 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) 価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行いません。

1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

#### <追加信託金>

( )追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に100.05%以内の率を乗じて得た価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

( )追加信託金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。

#### <受益権と一部解約金の計理処理>

信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、解約差金として処理します。

## 第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期計算期間(2025年9月8日から2026年3月7日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 1 財務諸表

NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジあり)連動型上場投信

## (1) 貸借対照表

(単位:円)

	第16期 (2025年 9月 7日現在)	第17期 (2026年 3月 7日現在)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
預金	378,701,911	397,888,194
コール・ローン	317,502,910	304,551,447
国債証券	186,366,853,910	180,354,384,174
派生商品評価勘定	-	383,239,036
未収入金	2,442,665,555	2,674,756,367
未収利息	1,381,564,406	1,431,588,324
前払費用	333,683,203	353,875,038
その他未収収益	145,467	10,608,715
差入委託証拠金	22,577,522	24,265,234
<b>流動資産合計</b>	<b>191,243,694,884</b>	<b>185,935,156,529</b>
<b>資産合計</b>		
	<b>191,243,694,884</b>	<b>185,935,156,529</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
派生商品評価勘定	1,520,525,044	1,032,707,793
未払金	21,970,216	27,410,189
未払収益分配金	2,518,536,000	2,694,010,000
未払受託者報酬	19,018,011	18,797,658
未払委託者報酬	95,073,554	93,928,323
その他未払費用	12,429,136	21,832,821
<b>流動負債合計</b>	<b>4,187,551,961</b>	<b>3,888,686,784</b>
<b>負債合計</b>		
	<b>4,187,551,961</b>	<b>3,888,686,784</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	249,360,000,000	244,910,000,000
<b>剰余金</b>		
期末剰余金又は期末欠損金( )	62,303,857,077	62,863,530,255
(分配準備積立金)	20,987,903	4,248,663
<b>元本等合計</b>	<b>187,056,142,923</b>	<b>182,046,469,745</b>
<b>純資産合計</b>	<b>187,056,142,923</b>	<b>182,046,469,745</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>191,243,694,884</b>	<b>185,935,156,529</b>

## (2) 損益及び剰余金計算書

(単位:円)

	第16期 自 2025年 3月 8日 至 2025年 9月 7日	第17期 自 2025年 9月 8日 至 2026年 3月 7日
<b>営業収益</b>		
受取利息	2,670,612,079	2,813,300,034
有価証券売買等損益	1,182,258,028	943,031,860
為替差損益	2,876,353,572	2,451,915,598

	第16期		第17期	
	自	2025年 3月 8日 至 2025年 9月 7日	自	2025年 9月 8日 至 2026年 3月 7日
その他収益		9,124,990		12,069,387
営業収益合計		985,641,525		1,316,485,683
営業費用				
受託者報酬		19,018,011		18,797,658
委託者報酬		95,073,554		93,928,323
その他費用		31,276,519		35,372,680
営業費用合計		145,368,084		148,098,661
営業利益又は営業損失（ ）		840,273,441		1,168,387,022
経常利益又は経常損失（ ）		840,273,441		1,168,387,022
当期純利益又は当期純損失（ ）		840,273,441		1,168,387,022
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		-		-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		50,801,542,718		62,303,857,077
剰余金増加額又は欠損金減少額		2,473,486,400		12,136,439,200
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		2,473,486,400		12,136,439,200
剰余金減少額又は欠損金増加額		12,297,538,200		11,170,489,400
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		12,297,538,200		11,170,489,400
分配金		2,518,536,000		2,694,010,000
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		62,303,857,077		62,863,530,255

## (3) 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
5. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2025年 9月 8日から2026年 3月 7日までとなっております。

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

## (貸借対照表に関する注記)

第16期 2025年 9月 7日現在	第17期 2026年 3月 7日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 249,360,000口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 244,910,000口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額
元本の欠損 62,303,857,077円	元本の欠損 62,863,530,255円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 750.14円 (100口当たり純資産額) (75,014円)	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 743.32円 (100口当たり純資産額) (74,332円)
4. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券 3,352,794,405円 なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	4. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券 4,814,608,276円 なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。
5. 自由処分権を有する担保受入金融資産の時価 貸付有価証券の担保として受け入れている資産は次の通りであります。 有価証券 3,579,737,076円 なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	5. 自由処分権を有する担保受入金融資産の時価 貸付有価証券の担保として受け入れている資産は次の通りであります。 有価証券 5,027,208,565円 なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第16期 自 2025年 3月 8日 至 2025年 9月 7日			第17期 自 2025年 9月 8日 至 2026年 3月 7日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
当期配当等収益額	A	2,679,737,069円	当期配当等収益額	A	2,825,369,421円
親ファンドの配当等収益額	B	0円	親ファンドの配当等収益額	B	0円
分配準備積立金	C	5,154,918円	分配準備積立金	C	20,987,903円
配当等収益合計額	D=A+B+C	2,684,891,987円	配当等収益合計額	D=A+B+C	2,846,357,324円
経費	E	145,368,084円	経費	E	148,098,661円
収益分配可能額	F=D-E	2,539,523,903円	収益分配可能額	F=D-E	2,698,258,663円
収益分配金	G	2,518,536,000円	収益分配金	G	2,694,010,000円
次期繰越金(分配準備積立金)	H=F-G	20,987,903円	次期繰越金(分配準備積立金)	H=F-G	4,248,663円
口数	I	249,360,000口	口数	I	244,910,000口
100口当たり分配金	J=G/I × 100	1,010円	100口当たり分配金	J=G/I × 100	1,100円
2. その他費用 その他費用のうち17,352,605円は対象指数についての商標使用料、5,746,398円は外貨建資産の保管等に要する費用であります。			2. その他費用 その他費用のうち16,965,092円は対象指数についての商標使用料、6,082,778円は外貨建資産の保管等に要する費用であります。		

## (金融商品に関する注記)

## (1)金融商品の状況に関する事項

第16期 自 2025年 3月 8日 至 2025年 9月 7日		第17期 自 2025年 9月 8日 至 2026年 3月 7日	
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。		1. 金融商品に対する取組方針 同左	
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。		2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左	
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。			
これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。			
当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。			
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。		3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左	
市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。			
信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。			
流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。			

## (2)金融商品の時価等に関する事項

第16期 2025年 9月 7日現在		第17期 2026年 3月 7日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。		1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左	
2. 時価の算定方法 国債証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。		2. 時価の算定方法 同左	
派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、(その他の注記)の3 デリバティブ取引関係に記載しております。			
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。			

## (関連当事者との取引に関する注記)

第16期 自 2025年 3月 8日 至 2025年 9月 7日	第17期 自 2025年 9月 8日 至 2026年 3月 7日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	

(その他の注記)

## 1 元本の移動

第16期 自 2025年 3月 8日 至 2025年 9月 7日	第17期 自 2025年 9月 8日 至 2026年 3月 7日
期首元本額 208,300,000,000円	期首元本額 249,360,000,000円
期中追加設定元本額 51,380,000,000円	期中追加設定元本額 45,140,000,000円
期中一部解約元本額 10,320,000,000円	期中一部解約元本額 49,590,000,000円

## 2 有価証券関係

## 売買目的有価証券

種類	第16期 自 2025年 3月 8日 至 2025年 9月 7日	第17期 自 2025年 9月 8日 至 2026年 3月 7日
	損益に含まれた評価差額（円）	
国債証券	962,373,260	563,089,857
合計	962,373,260	563,089,857

## 3 デリバティブ取引関係

## デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第16期(2025年 9月 7日現在)				第17期(2026年 3月 7日現在)			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
	うち1年超				うち1年超			
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	189,046,345,908	-	190,566,870,952	1,520,525,044	186,386,666,115	-	187,036,134,872	649,468,757
米ドル	86,438,016,457	-	87,205,223,980	767,207,523	84,281,117,363	-	85,162,460,360	881,342,997
カナダドル	3,774,371,812	-	3,789,915,100	15,543,288	3,933,024,991	-	3,976,829,568	43,804,577
メキシコペソ	1,627,204,510	-	1,637,508,790	10,304,280	1,773,969,109	-	1,743,076,764	30,892,345
ユーロ	56,889,748,600	-	57,359,387,120	469,638,520	55,524,119,034	-	55,209,119,728	314,999,306
英ポンド	10,705,265,019	-	10,754,092,000	48,826,981	11,127,222,981	-	11,144,088,629	16,865,648
スウェーデンクローナ	272,630,610	-	276,066,000	3,435,390	333,164,797	-	330,768,193	2,396,604
ノルウェークローネ	290,969,789	-	293,434,560	2,464,771	302,680,166	-	302,636,588	43,578
デンマーククローネ	461,365,420	-	464,742,100	3,376,680	377,553,838	-	375,378,432	2,175,406
ズロチ	1,253,124,200	-	1,267,647,970	14,523,770	1,346,423,544	-	1,323,187,397	23,236,147
豪ドル	2,487,998,716	-	2,504,572,770	16,574,054	2,541,372,746	-	2,537,068,794	4,303,952
ニュージーランドドル	505,195,470	-	506,434,500	1,239,030	496,211,807	-	495,002,430	1,209,377
シンガポールドル	1,796,374,620	-	1,803,930,000	7,555,380	1,722,186,535	-	1,719,591,650	2,594,885
人民元	21,829,016,498	-	21,988,644,750	159,628,252	21,870,250,529	-	21,944,311,293	74,060,764
新シケル	715,064,187	-	715,271,312	207,125	757,368,675	-	772,615,046	15,246,371
合計	189,046,345,908	-	190,566,870,952	1,520,525,044	186,386,666,115	-	187,036,134,872	649,468,757

(注) 時価の算定方法

## 1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2026年3月7日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2026年3月7日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY BOND	16,930,000.00	17,631,668.92	
		US TREASURY BOND	3,600,000.00	3,752,578.08	
		US TREASURY BOND	600,000.00	609,632.76	
		US TREASURY BOND	1,900,000.00	1,496,769.46	
		US TREASURY BOND	3,400,000.00	3,019,890.54	
		US TREASURY BOND	900,000.00	910,617.12	
		US TREASURY N/B	2,450,000.00	2,456,671.59	
		US TREASURY N/B	1,200,000.00	1,211,484.36	
		US TREASURY N/B	7,000,000.00	6,898,007.20	
		US TREASURY N/B	24,900,000.00	25,148,026.41	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,976,250.00	
		US TREASURY N/B	100,000.00	101,246.09	
		US TREASURY N/B	100,000.00	101,017.57	
		US TREASURY N/B	1,900,000.00	1,877,734.28	
		US TREASURY N/B	1,650,000.00	1,618,740.09	
		US TREASURY N/B	3,600,000.00	3,607,171.56	
		US TREASURY N/B	1,300,000.00	1,310,257.78	
		US TREASURY N/B	1,600,000.00	1,606,718.72	
		US TREASURY N/B	1,700,000.00	1,714,144.51	
		US TREASURY N/B	2,800,000.00	2,738,750.00	
		US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,512,861.30	
		US TREASURY N/B	2,800,000.00	2,813,234.20	
		US TREASURY N/B	1,300,000.00	1,309,013.55	
		US TREASURY N/B	500,000.00	474,160.15	
		US TREASURY N/B	2,200,000.00	2,211,000.00	
		US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,416,542.96	
		US TREASURY N/B	2,400,000.00	2,396,531.04	
		US TREASURY N/B	3,710,000.00	3,652,973.21	
		US TREASURY N/B	7,500,000.00	7,593,896.25	
		US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,048,845.60	
		US TREASURY N/B	3,200,000.00	3,225,562.24	
		US TREASURY N/B	1,800,000.00	1,717,312.50	
US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,809,062.40			
US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,497,480.45			
US TREASURY N/B	5,100,000.00	5,024,794.89			

US TREASURY N/B	600,000.00	570,246.06
US TREASURY N/B	3,300,000.00	3,303,029.07
US TREASURY N/B	2,400,000.00	2,276,859.36
US TREASURY N/B	1,300,000.00	1,308,429.59
US TREASURY N/B	1,800,000.00	1,694,214.72
US TREASURY N/B	4,000,000.00	4,050,234.00
US TREASURY N/B	13,830,000.00	13,603,370.55
US TREASURY N/B	4,300,000.00	4,379,869.06
US TREASURY N/B	1,800,000.00	1,702,792.80
US TREASURY N/B	400,000.00	408,085.92
US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,405,878.88
US TREASURY N/B	2,000,000.00	2,022,070.20
US TREASURY N/B	1,200,000.00	1,167,703.08
US TREASURY N/B	3,200,000.00	3,044,812.48
US TREASURY N/B	2,500,000.00	2,545,605.25
US TREASURY N/B	4,300,000.00	4,147,484.16
US TREASURY N/B	2,100,000.00	2,131,787.07
US TREASURY N/B	4,100,000.00	4,010,872.97
US TREASURY N/B	4,900,000.00	5,047,095.55
US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,852,265.60
US TREASURY N/B	2,800,000.00	2,726,827.88
US TREASURY N/B	3,800,000.00	3,902,050.52
US TREASURY N/B	3,700,000.00	3,657,652.02
US TREASURY N/B	3,000,000.00	3,058,710.90
US TREASURY N/B	3,300,000.00	3,195,456.99
US TREASURY N/B	1,700,000.00	1,720,419.89
US TREASURY N/B	4,170,000.00	4,100,608.28
US TREASURY N/B	8,600,000.00	8,597,480.20
US TREASURY N/B	3,000,000.00	3,022,910.10
US TREASURY N/B	300,000.00	298,593.75
US TREASURY N/B	4,700,000.00	4,756,179.57
US TREASURY N/B	1,800,000.00	1,829,039.04
US TREASURY N/B	800,000.00	813,031.20
US TREASURY N/B	1,800,000.00	1,813,605.30
US TREASURY N/B	4,900,000.00	5,024,413.94
US TREASURY N/B	3,700,000.00	3,777,974.54
US TREASURY N/B	8,900,000.00	9,007,599.22
US TREASURY N/B	10,000,000.00	10,990,234.00
US TREASURY N/B	400,000.00	352,843.72
US TREASURY N/B	4,800,000.00	4,811,249.76
US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,403,144.40
US TREASURY N/B	2,800,000.00	2,834,343.68
US TREASURY N/B	400,000.00	406,820.28

US TREASURY N/B	9,400,000.00	10,094,718.28
US TREASURY N/B	1,800,000.00	1,841,695.20
US TREASURY N/B	3,600,000.00	3,662,718.48
US TREASURY N/B	2,600,000.00	2,705,523.34
US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,700,585.90
US TREASURY N/B	7,200,000.00	7,494,468.48
US TREASURY N/B	2,300,000.00	2,353,591.61
US TREASURY N/B	800,000.00	813,781.20
US TREASURY N/B	4,400,000.00	3,856,187.28
US TREASURY N/B	3,700,000.00	3,694,290.90
US TREASURY N/B	700,000.00	694,285.13
US TREASURY N/B	1,600,000.00	1,626,374.88
US TREASURY N/B	3,400,000.00	2,978,585.64
US TREASURY N/B	3,700,000.00	3,760,413.97
US TREASURY N/B	2,200,000.00	2,278,117.16
US TREASURY N/B	400,000.00	411,546.84
US TREASURY N/B	6,600,000.00	5,917,054.44
US TREASURY N/B	11,600,000.00	11,780,796.44
US TREASURY N/B	1,700,000.00	1,726,263.64
US TREASURY N/B	1,300,000.00	1,310,816.39
US TREASURY N/B	9,800,000.00	9,273,250.00
US TREASURY N/B	5,700,000.00	5,335,734.09
US TREASURY N/B	11,100,000.00	11,098,048.62
US TREASURY N/B	2,600,000.00	2,634,937.50
US TREASURY N/B	3,600,000.00	3,509,226.36
US TREASURY N/B	4,500,000.00	4,342,500.00
US TREASURY N/B	100,000.00	99,507.81
US TREASURY N/B	4,800,000.00	4,968,093.60
US TREASURY N/B	800,000.00	800,593.68
US TREASURY N/B	5,300,000.00	5,435,087.46
US TREASURY N/B	5,000,000.00	4,944,042.50
US TREASURY N/B	7,400,000.00	7,505,796.32
US TREASURY N/B	3,300,000.00	3,437,349.30
US TREASURY N/B	2,300,000.00	2,328,345.66
US TREASURY N/B	300,000.00	303,421.86
US TREASURY N/B	2,500,000.00	2,475,781.25
US TREASURY N/B	800,000.00	736,187.44
US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,978,281.20
US TREASURY N/B	6,100,000.00	6,166,122.78
US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,991,992.00
US TREASURY N/B	900,000.00	917,964.81
US TREASURY N/B	100,000.00	64,503.90
US TREASURY N/B	1,000,000.00	837,773.40

US TREASURY N/B	600,000.00	425,343.72
US TREASURY N/B	800,000.00	667,187.44
US TREASURY N/B	3,100,000.00	2,317,007.58
US TREASURY N/B	1,450,000.00	1,183,165.92
US TREASURY N/B	1,100,000.00	929,757.73
US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,174,980.45
US TREASURY N/B	1,000,000.00	856,562.50
US TREASURY N/B	2,600,000.00	2,026,578.06
US TREASURY N/B	900,000.00	834,503.85
US TREASURY N/B	2,500,000.00	2,051,562.50
US TREASURY N/B	700,000.00	637,328.09
US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,271,949.14
US TREASURY N/B	5,100,000.00	4,464,890.37
US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,063,562.50
US TREASURY N/B	5,000,000.00	4,353,710.50
US TREASURY N/B	1,000,000.00	979,335.90
US TREASURY N/B	2,200,000.00	1,843,273.30
US TREASURY N/B	1,200,000.00	1,192,453.08
US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,206,152.25
US TREASURY N/B	1,900,000.00	1,767,222.49
US TREASURY N/B	2,730,000.00	2,145,395.88
US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,983,125.00
US TREASURY N/B	2,500,000.00	1,800,195.25
US TREASURY N/B	2,000,000.00	2,013,710.80
US TREASURY N/B	2,700,000.00	2,109,902.31
US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,067,663.94
US TREASURY N/B	3,500,000.00	3,576,835.85
US TREASURY N/B	1,100,000.00	854,175.74
US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,384,140.52
US TREASURY N/B	6,450,000.00	4,569,043.90
US TREASURY N/B	800,000.00	612,343.68
US TREASURY N/B	1,420,000.00	1,083,914.82
US TREASURY N/B	330,000.00	239,894.52
US TREASURY N/B	2,600,000.00	2,009,515.56
US TREASURY N/B	100,000.00	75,367.18
US TREASURY N/B	1,000,000.00	804,648.40
US TREASURY N/B	100,000.00	75,007.81
US TREASURY N/B	300,000.00	147,035.13
US TREASURY N/B	1,200,000.00	855,609.36
US TREASURY N/B	2,300,000.00	1,680,796.76
US TREASURY N/B	1,300,000.00	1,147,529.24
US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,648,789.00
US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,471,074.20

小計	US TREASURY N/B	3,100,000.00	2,793,148.36
	US TREASURY N/B	1,900,000.00	1,896,808.57
	US TREASURY N/B	3,500,000.00	3,220,000.00
	US TREASURY N/B	4,200,000.00	4,112,308.20
	US TREASURY N/B	3,600,000.00	3,312,000.00
	US TREASURY N/B	5,400,000.00	5,180,625.00
	US TREASURY N/B	5,500,000.00	5,388,281.25
	US TREASURY N/B	2,800,000.00	2,799,234.20
	US TREASURY N/B	5,900,000.00	5,902,304.54
	US TREASURY N/B	3,600,000.00	3,529,968.48
	銘柄数：174	536,220,000.00	520,887,820.89 (82,013,787,399)
	組入時価比率：45.1%		45.5%
カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT	800,000.00	790,687.20
	CANADIAN GOVERNMENT	700,000.00	702,404.01
	CANADIAN GOVERNMENT	400,000.00	399,678.52
	CANADIAN GOVERNMENT	900,000.00	912,932.91
	CANADIAN GOVERNMENT	1,700,000.00	1,762,564.76
	CANADIAN GOVERNMENT	3,200,000.00	3,496,770.24
	CANADIAN GOVERNMENT	1,100,000.00	1,083,225.66
	CANADIAN GOVERNMENT	600,000.00	614,136.48
	CANADIAN GOVERNMENT	2,300,000.00	2,291,998.99
	CANADIAN GOVERNMENT	1,650,000.00	1,544,477.71
	CANADIAN GOVERNMENT	3,100,000.00	2,880,452.11
	CANADIAN GOVERNMENT	1,800,000.00	1,656,945.54
	CANADIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	939,749.00
	CANADIAN GOVERNMENT	700,000.00	674,255.33
	CANADIAN GOVERNMENT	2,370,000.00	2,766,201.43
	CANADIAN GOVERNMENT	1,400,000.00	1,406,427.54
	CANADIAN GOVERNMENT	1,700,000.00	1,672,935.66
	CANADIAN GOVERNMENT	400,000.00	399,747.08
	CANADIAN GOVERNMENT	2,100,000.00	2,091,981.36
	CANADIAN GOVERNMENT	200,000.00	198,529.06
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	114,610.12
	CANADIAN GOVERNMENT	500,000.00	525,160.00
	CANADIAN GOVERNMENT	1,430,000.00	1,394,879.20
	CANADIAN GOVERNMENT	1,580,000.00	1,342,360.73
	CANADIAN GOVERNMENT	800,000.00	566,001.60
	CANADIAN GOVERNMENT	600,000.00	390,671.22
	CANADIAN GOVERNMENT	1,100,000.00	896,607.58
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	94,693.37
小計	銘柄数：28	34,330,000.00	33,611,084.41 (3,873,677,478)

	組入時価比率：2.1%		2.1%
メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	14,300,000.00	14,356,426.37
	MEX BONOS DESARR FIX RT	23,000,000.00	23,472,650.00
	MEX BONOS DESARR FIX RT	8,200,000.00	8,369,663.74
	MEX BONOS DESARR FIX RT	30,800,000.00	31,398,607.24
	MEX BONOS DESARR FIX RT	15,000,000.00	14,675,895.00
	MEX BONOS DESARR FIX RT	7,000,000.00	6,610,338.70
	MEX BONOS DESARR FIX RT	29,500,000.00	27,832,412.20
	MEX BONOS DESARR FIX RT	4,000,000.00	3,789,485.20
	MEX BONOS DESARR FIX RT	3,300,000.00	3,560,039.01
	MEX BONOS DESARR FIX RT	30,500,000.00	29,058,768.25
	MEX BONOS DESARR FIX RT	14,400,000.00	12,495,011.04
	MEX BONOS DESARR FIX RT	7,700,000.00	6,755,298.55
	MEX BONOS DESARR FIX RT	7,500,000.00	6,528,037.50
	小計	銘柄数：13	195,200,000.00
	組入時価比率：0.9%		0.9%
ユーロ	BELGIUM KINGDOM	2,500,000.00	2,384,000.00
	BELGIUM KINGDOM	300,000.00	269,773.56
	BELGIUM KINGDOM	250,000.00	223,122.12
	BELGIUM KINGDOM	1,500,000.00	1,505,100.00
	BELGIUM KINGDOM	1,000,000.00	995,600.00
	BELGIUM KINGDOM	1,500,000.00	1,470,150.00
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	81,680.00
	BELGIUM KINGDOM	800,000.00	671,920.00
	BELGIUM KINGDOM	400,000.00	255,600.00
	BELGIUM KINGDOM	1,300,000.00	1,380,080.00
	BELGIUM KINGDOM	300,000.00	286,740.00
	BELGIUM KINGDOM	700,000.00	682,101.28
	BELGIUM KINGDOM	200,000.00	131,120.00
	BELGIUM KINGDOM	1,600,000.00	1,011,680.00
	BELGIUM KINGDOM	600,000.00	331,020.00
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	85,420.00
	BELGIUM KINGDOM	300,000.00	264,360.00
	BELGIUM KINGDOM GOVT	2,200,000.00	2,341,020.00
	BELGIUM KINGDOM GOVT	850,000.00	968,212.64
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,100,000.00	1,100,532.40
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,200,000.00	1,173,177.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	2,600,000.00	2,781,225.20
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,200,000.00	1,164,180.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3,300,000.00	3,403,961.55
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	2,600,000.00	2,457,046.02	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	900,000.00	840,546.00	

BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	2,500,000.00	2,512,512.50
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,250,000.00	1,149,533.12
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,800,000.00	1,831,356.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,400,000.00	1,404,647.44
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	2,300,000.00	2,327,663.25
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	700,000.00	724,654.70
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	5,000,000.00	5,058,198.50
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	300,000.00	307,028.85
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,700,000.00	1,760,149.74
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	400,000.00	457,562.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	400,000.00	384,008.08
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,670,000.00	1,976,670.45
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800,000.00	693,433.60
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	650,000.00	535,071.87
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	200,000.00	108,110.80
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,000,000.00	661,980.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,400,000.00	1,394,976.80
BUNDESobligation	100,000.00	99,945.19
BUNDESobligation	3,200,000.00	3,180,455.68
BUNDESobligation	100,000.00	99,411.54
BUNDESobligation	1,300,000.00	1,306,219.20
BUNDESobligation	900,000.00	900,100.08
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	5,500,000.00	5,807,670.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	900,000.00	954,421.83
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000.00	1,056,482.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	700,000.00	660,226.84
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,100,000.00	1,016,725.60
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,600,000.00	1,585,565.12
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,100,000.00	1,254,782.65
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000.00	912,237.60
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,100,000.00	1,889,382.60
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000.00	997,734.50
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,700,000.00	1,932,533.48
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	200,000.00	177,552.70
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	200,000.00	172,455.44
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	700,000.00	694,964.13
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000.00	979,568.50
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,700,000.00	2,687,636.70
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000.00	963,848.70
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000.00	1,151,371.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000.00	989,431.20
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	800,000.00	782,720.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	77,505.60

BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	400,000.00	393,047.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,300,000.00	1,718,054.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,650,000.00	2,916,113.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	3,500,000.00	2,780,375.50	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,100,000.00	1,240,692.75	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	500,000.00	593,411.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	770,000.00	686,518.14	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,900,000.00	2,543,285.50	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	300,000.00	199,919.40	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	3,350,000.00	2,387,282.36	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000.00	714,195.50	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,800,000.00	2,332,510.32	
BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	5,400,000.00	5,402,216.70	
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,500,000.00	1,522,350.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	900,000.00	904,410.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	300,000.00	319,980.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	703,780.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	900,000.00	917,370.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	501,950.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	3,900,000.00	4,067,700.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	202,200.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	2,200,000.00	2,250,160.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	4,600,000.00	4,653,820.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	5,000,000.00	5,207,000.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	1,037,000.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	403,280.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	800,000.00	841,360.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	2,900,000.00	2,982,650.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	2,500,000.00	2,562,500.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,900,000.00	1,915,580.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,500,000.00	1,513,350.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,500,000.00	1,509,600.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	4,800,000.00	5,570,400.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,400,000.00	1,396,500.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	600,000.00	646,680.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,400,000.00	1,502,620.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	1,062,200.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	1,036,400.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,400,000.00	1,569,120.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	516,450.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	101,410.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	1,008,500.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	330,680.00	

BUONI POLIENNALI DEL TES	960,000.00	851,616.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	480,000.00	498,768.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	2,200,000.00	2,286,680.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	2,300,000.00	2,203,792.61
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	92,421.12
BUONI POLIENNALI DEL TES	720,000.00	812,160.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,600,000.00	1,654,720.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	112,740.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,500,000.00	1,576,650.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,400,000.00	1,528,800.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	2,300,000.00	2,293,100.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	770,000.00	679,063.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	300,000.00	240,630.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	900,000.00	808,713.63
BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	475,802.55
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,400,000.00	1,441,720.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	300,000.00	314,550.00
FINNISH GOVERNMENT	300,000.00	297,519.18
FINNISH GOVERNMENT	300,000.00	292,268.73
FINNISH GOVERNMENT	700,000.00	668,825.50
FINNISH GOVERNMENT	400,000.00	405,338.00
FINNISH GOVERNMENT	800,000.00	746,927.84
FINNISH GOVERNMENT	200,000.00	173,882.60
FINNISH GOVERNMENT	400,000.00	369,065.00
FINNISH GOVERNMENT	600,000.00	604,099.20
FINNISH GOVERNMENT	100,000.00	99,898.30
FINNISH GOVERNMENT	200,000.00	198,267.44
FINNISH GOVERNMENT	700,000.00	515,864.30
FINNISH GOVERNMENT	300,000.00	266,796.36
FINNISH GOVERNMENT	200,000.00	121,342.24
FINNISH GOVERNMENT	400,000.00	159,800.00
FINNISH GOVERNMENT	500,000.00	425,604.50
FRANCE (GOVT OF)	1,900,000.00	1,834,830.00
FRANCE (GOVT OF)	300,000.00	300,600.00
FRANCE (GOVT OF)	500,000.00	478,200.00
FRANCE (GOVT OF)	6,300,000.00	6,351,660.00
FRANCE (GOVT OF)	3,000,000.00	2,817,300.00
FRANCE (GOVT OF)	400,000.00	364,080.00
FRANCE (GOVT OF)	8,100,000.00	8,144,550.00
FRANCE (GOVT OF)	3,100,000.00	3,067,450.00
FRANCE (GOVT OF)	1,700,000.00	1,695,750.00
FRANCE (GOVT OF)	5,700,000.00	5,670,930.00
FRANCE (GOVT OF)	7,800,000.00	7,984,080.00

FRANCE (GOVT OF)	3,200,000.00	2,735,723.84	
FRANCE (GOVT OF)	500,000.00	491,550.00	
FRANCE (GOVT OF)	1,500,000.00	1,482,900.00	
FRANCE (GOVT OF)	1,100,000.00	1,102,939.75	
FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	80,588.90	
FRANCE (GOVT OF)	1,300,000.00	833,560.00	
FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	54,970.00	
FRANCE (GOVT OF)	1,800,000.00	1,814,940.00	
FRANCE (GOVT OF)	1,300,000.00	899,600.00	
FRANCE (GOVT OF)	900,000.00	533,430.00	
FRANCE (GOVT OF)	3,400,000.00	2,678,819.20	
FRANCE (GOVT OF)	700,000.00	576,800.00	
FRANCE (GOVT OF)	200,000.00	181,880.00	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	2,000,000.00	2,183,400.00	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	1,800,000.00	1,684,471.86	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	5,300,000.00	5,863,775.31	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	1,000,000.00	1,031,200.00	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	2,300,000.00	2,490,900.00	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	3,000,000.00	2,686,076.10	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	2,500,000.00	2,380,000.00	
IRELAND GOVERNMENT BOND	200,000.00	195,508.50	
IRELAND GOVERNMENT BOND	400,000.00	389,565.40	
IRELAND GOVERNMENT BOND	100,000.00	90,357.30	
IRISH GOVERNMENT	440,000.00	427,416.52	
IRISH GOVERNMENT	700,000.00	599,550.00	
IRISH TSY 0.4% 2035	300,000.00	237,527.25	
IRISH TSY 1.10% 2029	1,000,000.00	961,179.80	
IRISH TSY 1.3% 2033	200,000.00	180,875.00	
IRISH TSY 1.5% 2050	650,000.00	433,732.97	
IRISH TSY 1.7% 2037	230,000.00	198,558.08	
IRISH TSY 2.4% 2030	500,000.00	498,047.75	
IRISH TSY 2% 2045	400,000.00	318,482.00	
NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	98,200.00	
NETHERLANDS GOVERNMENT	1,550,000.00	1,641,140.00	
NETHERLANDS GOVERNMENT	800,000.00	772,412.00	
NETHERLANDS GOVERNMENT	800,000.00	751,200.00	
NETHERLANDS GOVERNMENT	800,000.00	745,450.00	
NETHERLANDS GOVERNMENT	500,000.00	499,450.00	
NETHERLANDS GOVERNMENT	600,000.00	539,015.22	
NETHERLANDS GOVERNMENT	300,000.00	296,186.61	
NETHERLANDS GOVERNMENT	800,000.00	788,800.00	
NETHERLANDS GOVERNMENT	1,300,000.00	1,267,503.25	
NETHERLANDS GOVERNMENT	1,100,000.00	1,198,247.05	

NETHERLANDS GOVERNMENT	400,000.00	278,480.00	
NETHERLANDS GOVERNMENT	300,000.00	209,665.50	
NETHERLANDS GOVERNMENT	950,000.00	1,003,859.01	
NETHERLANDS GOVERNMENT	300,000.00	297,300.00	
NETHERLANDS GOVERNMENT	750,000.00	676,440.00	
NETHERLANDS GOVERNMENT	500,000.00	206,573.25	
NETHERLANDS GOVERNMENT	1,100,000.00	805,310.00	
NETHERLANDS GOVERNMENT	300,000.00	301,200.00	
OBRIGACOES DO TESOURO	700,000.00	715,190.00	
OBRIGACOES DO TESOURO	500,000.00	498,750.00	
OBRIGACOES DO TESOURO	200,000.00	197,860.00	
OBRIGACOES DO TESOURO	1,000,000.00	1,055,400.00	
OBRIGACOES DO TESOURO	600,000.00	563,040.00	
OBRIGACOES DO TESOURO	300,000.00	286,140.00	
OBRIGACOES DO TESOURO	500,000.00	499,000.00	
OBRIGACOES DO TESOURO	800,000.00	793,489.20	
OBRIGACOES DO TESOURO	600,000.00	646,126.80	
OBRIGACOES DO TESOURO	100,000.00	105,223.37	
OBRIGACOES DO TESOURO	700,000.00	666,821.12	
REPUBLIC OF AUSTRIA	100,000.00	35,080.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA	300,000.00	143,351.55	
REPUBLIC OF AUSTRIA	200,000.00	194,280.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA	1,100,000.00	1,041,610.68	
REPUBLIC OF AUSTRIA	700,000.00	710,570.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA	800,000.00	800,480.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA	1,400,000.00	1,268,820.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA	200,000.00	207,580.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA	300,000.00	263,850.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA	600,000.00	540,120.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA	800,000.00	802,480.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA	900,000.00	897,660.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA	1,030,000.00	989,315.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA	500,000.00	369,050.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA	400,000.00	434,930.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA	100,000.00	98,230.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA	200,000.00	121,304.44	
REPUBLIC OF AUSTRIA	1,200,000.00	1,131,937.20	
REPUBLIC OF AUSTRIA	350,000.00	240,548.70	
REPUBLIC OF AUSTRIA	1,100,000.00	569,690.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA	150,000.00	134,610.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA	50,000.00	50,255.00	
SPANISH GOVERNMENT	1,150,000.00	1,344,065.60	
SPANISH GOVERNMENT	5,100,000.00	5,487,268.50	

小計	銘柄数：241	298,470,000.00	291,068,235.20 (53,207,273,394)
	組入時価比率：29.2%		29.5%
英債券	UK TREASURY	500,000.00	456,123.05
	UK TREASURY	2,000,000.00	1,679,192.60
	UK TREASURY	4,800,000.00	4,521,195.84
	UK TREASURY	1,800,000.00	1,415,811.78
	UK TREASURY	800,000.00	780,237.60
	UK TREASURY	1,430,000.00	1,301,646.48
	UK TREASURY	400,000.00	399,240.00
	UK TREASURY	100,000.00	65,065.86
	UK TREASURY	1,000,000.00	942,834.80
	UK TREASURY	420,000.00	390,761.74
	UK TREASURY	1,400,000.00	1,317,652.14
	UK TREASURY	400,000.00	321,680.00
	UK TREASURY	920,000.00	814,140.29
	UK TREASURY	640,000.00	336,958.27
	UK TREASURY	500,000.00	270,300.00
	UK TREASURY	1,510,000.00	1,316,267.00
	UK TREASURY	2,000,000.00	883,200.00
	UK TREASURY	1,000,000.00	789,848.60
	UK TREASURY	600,000.00	274,560.00
	UK TREASURY	1,500,000.00	1,172,259.75
	UK TREASURY	200,000.00	93,180.00
	UK TREASURY	500,000.00	403,900.00
	UK TREASURY	500,000.00	399,850.00
	UK TREASURY	200,000.00	110,324.52
	UK TSY 0 5/8% 2050	600,000.00	221,100.00
	UK TSY 3 1/4% 2044	700,000.00	548,380.00
	UNITED KINGDOM GILT	5,100,000.00	5,119,891.02
	UNITED KINGDOM GILT	2,200,000.00	2,217,542.36
	UNITED KINGDOM GILT	600,000.00	609,995.16
	UNITED KINGDOM GILT	4,400,000.00	4,384,724.52
	UNITED KINGDOM GILT	500,000.00	496,629.65
	UNITED KINGDOM GILT	2,600,000.00	2,647,998.86
	UNITED KINGDOM GILT	700,000.00	692,841.94
	UNITED KINGDOM GILT	500,000.00	501,175.00
	UNITED KINGDOM GILT	700,000.00	711,588.01
	UNITED KINGDOM GILT	3,900,000.00	3,703,440.00
	UNITED KINGDOM GILT	3,000,000.00	2,881,800.00
	UNITED KINGDOM GILT	1,400,000.00	1,219,846.46
	UNITED KINGDOM GILT	500,000.00	510,350.00
	UNITED KINGDOM(GOVERNMENT)	1,150,000.00	980,030.00

小計	銘柄数：40	53,670,000.00	47,903,563.30 (10,079,867,789)
	組入時価比率：5.5%		5.6%
スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVERNMENT	2,800,000.00	2,726,426.64
	SWEDISH GOVERNMENT	2,200,000.00	2,092,467.30
	SWEDISH GOVERNMENT	2,000,000.00	1,789,555.00
	SWEDISH GOVERNMENT	1,500,000.00	1,486,380.00
	SWEDISH GOVERNMENT	4,200,000.00	3,975,719.58
	SWEDISH GOVERNMENT	5,000,000.00	4,842,575.00
	SWEDISH GOVERNMENT	2,100,000.00	2,249,341.50
小計	銘柄数：7	19,800,000.00	19,162,465.02 (327,294,902)
	組入時価比率：0.2%		0.2%
ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	3,000,000.00	2,874,329.10
	NORWEGIAN GOVERNMENT	5,800,000.00	5,355,877.18
	NORWEGIAN GOVERNMENT	700,000.00	622,505.59
	NORWEGIAN GOVERNMENT	2,000,000.00	1,717,027.00
	NORWEGIAN GOVERNMENT	4,200,000.00	3,882,695.04
	NORWEGIAN GOVERNMENT	4,000,000.00	3,634,000.00
小計	銘柄数：6	19,700,000.00	18,086,433.91 (294,989,737)
	組入時価比率：0.2%		0.2%
デンマーククローネ	DENMARK GOVT BOND	2,000,000.00	1,924,892.00
	KINGDOM OF DENMARK	1,100,000.00	1,074,713.20
	KINGDOM OF DENMARK	3,000,000.00	2,821,613.40
	KINGDOM OF DENMARK	1,600,000.00	1,400,384.80
	KINGDOM OF DENMARK	2,100,000.00	2,056,245.45
	KINGDOM OF DENMARK	4,500,000.00	5,319,650.25
	KINGDOM OF DENMARK	1,000,000.00	484,463.10
小計	銘柄数：7	15,300,000.00	15,081,962.20 (369,055,615)
	組入時価比率：0.2%		0.2%
ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	900,000.00	889,434.63
	POLAND GOVERNMENT BOND	3,500,000.00	3,426,184.30
	POLAND GOVERNMENT BOND	5,000,000.00	5,405,214.50
	POLAND GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	2,030,724.60
	POLAND GOVERNMENT BOND	5,000,000.00	4,744,574.00
	POLAND GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	3,058,598.70
	POLAND GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	862,982.20
	POLAND GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	1,986,743.80
	POLAND GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	2,518,813.50
	POLAND GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	2,955,524.40
	POLAND GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	1,953,821.80
	POLAND GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	1,953,821.80

小計	銘柄数：11 組入時価比率：0.7%	30,400,000.00	29,832,616.43 (1,277,104,476) 0.7%
豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,500,000.00	1,508,175.00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,500,000.00	1,462,080.00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	100,000.00	95,995.00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	290,397.00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	850,000.00	803,292.50
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	550,000.00	510,543.00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,100,000.00	2,673,099.00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,700,000.00	2,230,821.00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,300,000.00	1,071,525.00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,600,000.00	2,179,580.00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,070,000.00	1,063,462.30
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,600,000.00	2,323,646.00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	800,000.00	748,888.00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	200,000.00	193,896.00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	900,000.00	820,773.00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,500,000.00	1,274,400.00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,100,000.00	1,052,546.00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	700,000.00	532,455.00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	600,000.00	431,292.00
	小計	銘柄数：21 組入時価比率：1.4%	25,270,000.00
ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	400,000.00	375,408.56
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,200,000.00	1,183,644.60
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	250,000.00	257,682.85
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	900,000.00	799,411.50
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,500,000.00	1,438,806.60
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	250,000.00	252,658.87
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	400,000.00	267,983.48
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	600,000.00	590,211.60
小計	銘柄数：8 組入時価比率：0.3%	5,500,000.00	5,165,808.06 (480,626,781) 0.3%
シンガポールドル	SINGAPORE GOVERNMENT	300,000.00	360,450.18
	SINGAPORE GOVERNMENT	400,000.00	409,108.88
	SINGAPORE GOVERNMENT	600,000.00	616,079.94
	SINGAPORE GOVERNMENT	1,200,000.00	1,253,999.88
	SINGAPORE GOVERNMENT	3,200,000.00	3,196,799.68

	SINGAPORE GOVERNMENT	3,100,000.00	3,267,183.00
	SINGAPORE GOVERNMENT	800,000.00	886,399.92
	SINGAPORE GOVERNMENT	800,000.00	890,799.92
	SINGAPORE GOVERNMENT	200,000.00	205,341.00
	SINGAPORE GOVERNMENT	600,000.00	620,700.00
	SINGAPORE GOVERNMENT	200,000.00	204,553.00
	SINGAPORE GOVERNMENT	400,000.00	442,780.00
	SINGAPORE GOVERNMENT	300,000.00	287,400.00
	SINGAPORE GOVERNMENT	1,000,000.00	950,000.10
	SINGAPORE GOVERNMENT	200,000.00	246,146.00
小計	銘柄数：15	13,300,000.00	13,837,741.50
			(1,703,149,223)
	組入時価比率：0.9%		0.9%
人民元	CHINA GOVERNMENT BOND	13,000,000.00	13,042,572.40
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	1,014,339.50
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	1,006,920.90
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	1,001,520.80
	CHINA GOVERNMENT BOND	7,000,000.00	7,106,909.60
	CHINA GOVERNMENT BOND	23,000,000.00	23,114,546.90
	CHINA GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	2,003,897.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	7,000,000.00	7,121,951.20
	CHINA GOVERNMENT BOND	19,000,000.00	19,043,895.70
	CHINA GOVERNMENT BOND	57,000,000.00	57,029,292.30
	CHINA GOVERNMENT BOND	18,200,000.00	18,680,314.38
	CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	20,066,120.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	4,900,000.00	5,040,151.27
	CHINA GOVERNMENT BOND	45,000,000.00	45,156,514.50
	CHINA GOVERNMENT BOND	11,000,000.00	11,281,363.50
	CHINA GOVERNMENT BOND	11,000,000.00	11,018,604.30
	CHINA GOVERNMENT BOND	9,000,000.00	9,388,958.40
	CHINA GOVERNMENT BOND	10,000,000.00	10,320,396.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	33,000,000.00	33,038,788.20
	CHINA GOVERNMENT BOND	22,000,000.00	22,640,611.40
	CHINA GOVERNMENT BOND	7,000,000.00	7,314,246.80
	CHINA GOVERNMENT BOND	14,000,000.00	14,291,823.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	16,000,000.00	16,726,305.60
	CHINA GOVERNMENT BOND	13,000,000.00	13,213,474.30
	CHINA GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	3,129,963.60
	CHINA GOVERNMENT BOND	5,000,000.00	5,057,375.50
	CHINA GOVERNMENT BOND	5,000,000.00	5,261,391.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	70,000,000.00	69,925,289.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	6,500,000.00	6,863,554.75
	CHINA GOVERNMENT BOND	15,000,000.00	15,738,292.50

	CHINA GOVERNMENT BOND	15,000,000.00	15,047,716.50
	CHINA GOVERNMENT BOND	15,000,000.00	15,738,078.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	38,000,000.00	38,182,818.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	5,000,000.00	5,002,373.50
	CHINA GOVERNMENT BOND	22,000,000.00	22,816,545.40
	CHINA GOVERNMENT BOND	14,000,000.00	14,410,219.60
	CHINA GOVERNMENT BOND	16,000,000.00	16,256,550.40
	CHINA GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	3,230,055.60
	CHINA GOVERNMENT BOND	17,000,000.00	16,908,477.10
	CHINA GOVERNMENT BOND	4,000,000.00	4,271,296.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	18,000,000.00	18,208,816.20
	CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	6,382,831.80
	CHINA GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	3,025,698.90
	CHINA GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	2,151,067.60
	CHINA GOVERNMENT BOND	10,000,000.00	10,006,335.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,300,054.92
	CHINA GOVERNMENT BOND	5,000,000.00	5,349,869.50
	CHINA GOVERNMENT BOND	10,000,000.00	10,599,865.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	8,000,000.00	8,572,089.60
	CHINA GOVERNMENT BOND	23,000,000.00	24,114,577.70
	CHINA GOVERNMENT BOND	10,000,000.00	10,426,642.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	15,000,000.00	15,451,296.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	24,000,000.00	24,574,070.40
	CHINA GOVERNMENT BOND	30,000,000.00	29,633,811.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	30,000,000.00	29,802,063.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	8,000,000.00	8,033,047.20
	CHINA GOVERNMENT BOND	42,000,000.00	41,978,466.60
	CHINA GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	2,536,154.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	2,478,778.40
	CHINA GOVERNMENT BOND	12,600,000.00	15,117,206.58
	CHINA GOVERNMENT BOND	9,900,000.00	11,496,183.93
	CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	7,066,621.80
	CHINA GOVERNMENT BOND	23,000,000.00	26,331,094.60
	CHINA GOVERNMENT BOND	14,000,000.00	12,917,966.60
	CHINA GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	2,043,587.20
小計	銘柄数：65	935,300,000.00	957,101,709.93 (21,807,179,620)
	組入時価比率：12.0%		12.1%
新シケル	ISRAEL FIXED BOND	1,400,000.00	1,379,377.86
	ISRAEL FIXED BOND	2,500,000.00	2,510,174.75
	ISRAEL FIXED BOND	1,200,000.00	1,164,506.28
	ISRAEL FIXED BOND	1,500,000.00	1,511,971.20
	ISRAEL FIXED BOND	1,000,000.00	907,284.90

	ISRAEL FIXED BOND	1,000,000.00	1,020,939.70
	ISRAEL FIXED BOND	1,700,000.00	1,750,955.80
	ISRAEL FIXED BOND	2,000,000.00	1,578,986.20
	ISRAEL FIXED BOND	400,000.00	471,410.40
	ISRAEL FIXED BOND	1,000,000.00	947,968.50
	ISRAEL FIXED BOND	2,200,000.00	1,685,058.32
小計	銘柄数：11	15,900,000.00	14,928,633.91 (761,427,508)
	組入時価比率：0.4%		0.4%
合計			180,354,384,174 (180,354,384,174)

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(3)貸付有価証券の明細(2026年 3月 7日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY N/B	850,000	
		US TREASURY N/B	1,445,000	
		US TREASURY N/B	380,000	
		US TREASURY N/B	70,000	
		US TREASURY N/B	109,000	
		US TREASURY N/B	7,000	
		US TREASURY N/B	6,000	
		US TREASURY N/B	3,000	
		US TREASURY N/B	1,558,000	
		US TREASURY N/B	212,000	
		US TREASURY N/B	180,000	
		US TREASURY N/B	12,000	
		US TREASURY N/B	8,000	
		US TREASURY N/B	5,000	
		US TREASURY N/B	233,000	
		US TREASURY N/B	586,000	
		US TREASURY N/B	94,000	
		US TREASURY N/B	81,000	
		US TREASURY N/B	26,000	
		US TREASURY N/B	340,000	
		US TREASURY N/B	1,000,000	
		US TREASURY N/B	4,845,000	
		US TREASURY N/B	2,000,000	
		US TREASURY N/B	1,966,000	
		US TREASURY N/B	159,000	
		US TREASURY N/B	2,125,000	
		US TREASURY N/B	4,505,000	
			豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT
	英ポンド	UK TREASURY	1,275,000	
		UNITED KINGDOM GILT	595,000	
	スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVERNMENT	1,275,000	
	ユーロ	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,785,000	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	160,000	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	419,500	

	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	680,000	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	340,000	
	FRANCE (GOVT OF)	425,000	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

## 2 ファンドの現況

### 純資産額計算書

NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジあり)連動型上場投信

2026年3月31日現在

資産総額	280,677,576,609円
負債総額	145,141,746,832円
純資産総額( - )	135,535,829,777円
発行済口数	184,960,000口
1口当たり純資産額( / )	732.78円

(参考)外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

2026年3月31日現在

資産総額	161,734,374,469円
負債総額	82,810,246,594円
純資産総額( - )	78,924,127,875円
発行済口数	80,965,630,791口
1口当たり純資産額( / )	0.9748円

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1 委託会社等の概況

<更新後>

###### (1) 資本金の額

2026年4月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### 2 事業の内容及び営業の概況

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2026年3月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	871	69,854,122
単位型株式投資信託	117	542,424
追加型公社債投資信託	14	7,140,406
単位型公社債投資信託	332	476,051
合計	1,334	78,013,004

##### 3 委託会社等の経理状況

<更新後>

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

委託会社の間接財務諸表は、財務諸表等規則ならびに同規則第282条及び第306条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2024年4月1日から2025年3

月31日までの財務諸表ならびに中間会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)の中間財務諸表に  
ついて、EY新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

## (1) 貸借対照表

区分	注記 番号	前事業年度 (2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			7,405		8,177
金銭の信託			44,745		46,810
前払金			7		12
前払費用			852		1,019
未収入金			1,023		666
未収委託者報酬			31,788		34,911
未収運用受託報酬			5,989		7,066
短期貸付金			757		2,242
その他			169		195
貸倒引当金			18		21
流動資産計			92,719		101,080
固定資産					
有形固定資産					
建物	2	595		589	
器具備品	2	350		292	
無形固定資産					
ソフトウェア		5,658		6,888	
その他		0		0	
投資その他の資産					
投資有価証券		1,813		2,164	
関係会社株式		9,535		6,584	
長期差入保証金		519		521	
長期前払費用		10		11	
前払年金費用		1,875		2,413	
繰延税金資産		2,651		3,134	
その他		908		92	
固定資産計			23,918		22,694
資産合計			116,638		123,775

区分	注記 番号	前事業年度 (2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			13,700		6,000
預り金			123		132
未払金			11,404		11,982
未払収益分配金		1		1	
未払償還金		39		65	

未払手数料		10,312		11,326
関係会社未払金		1,052		589
未払費用	1		12,507	12,594
未払法人税等			8,095	10,363
未払消費税等			1,590	2,112
前受収益			15	14
賞与引当金			4,543	5,846
その他			24	-
流動負債計			52,005	49,045
固定負債				
退職給付引当金			2,759	2,618
時効後支払損引当金			602	610
資産除去債務			1,123	1,431
固定負債計			4,484	4,660
負債合計			56,490	53,706
(純資産の部)				
株主資本			59,820	69,751
資本金			17,180	17,180
資本剰余金			13,729	13,729
資本準備金		11,729		11,729
その他資本剰余金		2,000		2,000
利益剰余金			28,910	38,841
利益準備金		685		685
その他利益剰余金		28,225		38,156
繰越利益剰余金		28,225		38,156
評価・換算差額等			327	317
その他有価証券評価差額金			327	317
純資産合計			60,147	70,069
負債・純資産合計			116,638	123,775

## (2) 損益計算書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			124,722		155,775
運用受託報酬			21,188		23,666
その他営業収益			291		328
営業収益計			146,202		179,770
営業費用					
支払手数料			43,258		56,923
広告宣伝費			1,054		1,115
公告費			0		0
調査費			33,107		38,115
調査費		6,797		6,901	
委託調査費		26,310		31,213	
委託計算費			1,377		1,345

営業雑経費			3,670		4,336
通信費		92		89	
印刷費		820		780	
協会費		85		93	
諸経費		2,671		3,372	
営業費用計			82,468		101,835
一般管理費					
給料			13,068		14,094
役員報酬		259		321	
給料・手当		7,985		7,982	
賞与		4,822		5,790	
交際費			87		105
寄付金			117		116
旅費交通費			323		394
租税公課			990		1,537
不動産賃借料			1,235		1,236
退職給付費用			893		598
固定資産減価償却費			2,292		2,309
諸経費			12,483		12,708
一般管理費計			31,491		33,100
営業利益			32,242		44,834

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	7,054		6,594	
受取利息		48		93	
為替差益		146		1,498	
その他		625		786	
営業外収益計			7,875		8,972
営業外費用					
支払利息		123		210	
金銭の信託運用損		782		396	
時効後支払損引当金繰入額		14		10	
投資事業組合運用損		28		134	
その他		18		10	
営業外費用計			967		763
経常利益			39,149		53,043
特別利益					
株式報酬受入益		28		56	
特別利益計			28		56
特別損失					
投資有価証券売却損		5		-	
関係会社株式評価損		490		-	
固定資産除却損	2	31		14	

特別損失計		527	14
税引前当期純利益		38,651	53,085
法人税、住民税及び事業税		10,821	15,463
法人税等調整額		354	482
当期純利益		28,183	38,105

## (3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419
当期変動額									
剰余金の配当							55,782	55,782	55,782
当期純利益							28,183	28,183	28,183
別途積立金の取崩						24,606	24,606	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	24,606	2,991	27,598	27,598
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	-	28,225	28,910	59,820

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	229	229	87,648
当期変動額			
剰余金の配当			55,782
当期純利益			28,183
別途積立金の取崩			-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	97	97	97
当期変動額合計	97	97	27,500
当期末残高	327	327	60,147

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	28,225	28,910	59,820
当期変動額								
剰余金の配当						28,174	28,174	28,174
当期純利益						38,105	38,105	38,105
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	9,931	9,931	9,931
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	38,156	38,841	69,751

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	327	327	60,147
当期変動額			
剰余金の配当			28,174
当期純利益			38,105
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	9	9	9
当期変動額合計	9	9	9,921
当期末残高	317	317	70,069

## [重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法
--------------------	-----------------------------------

	<p>(2) その他有価証券 市場価格のない ... 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない ... 移動平均法による原価法 株式等</p>						
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法						
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法						
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。						
5. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table data-bbox="687 775 1062 864"> <tr> <td>建物</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>6～15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>	建物	6年	附属設備	6～15年	器具備品	4～15年
建物	6年						
附属設備	6～15年						
器具備品	4～15年						
6. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>						

7. 収益及び費用の計上基準	<p>当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。</p> <p><b>委託者報酬</b> 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p><b>運用受託報酬</b> 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p><b>成功報酬</b> 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。</p>
----------------	--

## [ 会計上の見積りの変更に関する注記 ]

## (1) 資産除去債務の計上額

当事業年度において、国内における近年の物価高騰を受け、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務に係る資産除去債務について、最新の物価及び人件費に基づく再見積りを行いました。この見積りの変更による増加額308百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

## [ 表示方法の変更に関する注記 ]

## (損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「投資事業組合運用損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた47百万円は、「投資事業組合運用損」28百万円、「その他」18百万円として組み替えております。

## [ 会計方針の変更 ]

該当事項はありません。

## [ 未適用の会計基準等 ]

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

現時点において評価中であります。

[ 追加情報 ]

確定給付企業年金制度、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けておりますが、2025年4月1日より確定給付企業年金制度の新規積立を停止し、確定拠出年金制度及び退職一時金制度による新規積立に変更しております。

この制度変更に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 2016年12月16日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号 2007年2月7日）を適用しております。

なお、退職給付制度変更による、当事業年度の損益計算書への影響は軽微であります。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末 (2024年3月31日)	当事業年度末 (2025年3月31日)
1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,939百万円	1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 2,204百万円
2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 1,214百万円 器具備品 733 合計 1,948	2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 1,528百万円 器具備品 792 合計 2,320

損益計算書関係

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,050百万円	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 6,591百万円

2. 固定資産除却損		2. 固定資産除却損	
建物	-百万円	建物	0百万円
器具備品	0	器具備品	-
ソフトウェア	30	ソフトウェア	14
合計	31	合計	14

## 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

## 2. 剰余金の配当に関する事項

## (1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

## 普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	10,830円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月30日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

## 普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	28,174百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,470円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月28日

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

## 2. 剰余金の配当に関する事項

## (1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

## 普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	28,174百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,470円

基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	38,115百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	7,400円
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月30日

## 金融商品関係

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自らが運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信

託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	44,745	44,745	-
資産計	44,745	44,745	-
(2) その他（デリバティブ取引）	24	24	-
負債計	24	24	-

- (注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（ ）	9,710
組合出資金等	1,638
合計	11,348

- ( ) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。
- 2 非上場株式等について、当事業年度において490百万円減損処理を行っております。

- (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	7,405	-	-	-
金銭の信託	44,745	-	-	-
未収委託者報酬	31,788	-	-	-
未収運用受託報酬	5,989	-	-	-
短期貸付金	757	-	-	-
合計	90,685	-	-	-

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	44,745	-	44,745
資産計	-	44,745	-	44,745
デリバティブ取引（通貨関連）	-	24	-	24
負債計	-	24	-	24

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### （1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自らが運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

#### （2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支

払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	46,810	46,810	-
(2)その他（デリバティブ取引）	70	70	-
資産計	46,880	46,880	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（ ）	6,759
組合出資金等	1,989
合計	8,749

( ) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	8,177	-	-	-
金銭の信託	46,810	-	-	-
未収委託者報酬	34,911	-	-	-
未収運用受託報酬	7,066	-	-	-
短期貸付金	2,242	-	-	-
合計	99,208	-	-	-

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	46,810	-	46,810
デリバティブ取引（通貨関連）	-	70	-	70
資産計	-	46,880	-	46,880

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 有価証券関係

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

##### 1．売買目的有価証券(2024年3月31日)

該当事項はありません。

##### 2．満期保有目的の債券(2024年3月31日)

該当事項はありません。

##### 3．子会社株式及び関連会社株式(2024年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

##### 4．その他有価証券(2024年3月31日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額174百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,638百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載していません。

##### 5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	36	-	5
合計	36	-	5

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1．売買目的有価証券(2025年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2025年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2025年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	6,478
関連会社株式	106

4．その他有価証券(2025年3月31日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額174百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,989百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載してありません。

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

デリバティブ取引関係

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	730	-	24	24

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	2,307	-	70	70

## 退職給付関係

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	20,314 百万円
勤務費用	802
利息費用	275
数理計算上の差異の発生額	1,024
退職給付の支払額	1,150
その他	11
退職給付債務の期末残高	19,205
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	19,378 百万円
期待運用収益	455
数理計算上の差異の発生額	1,415
事業主からの拠出額	848
退職給付の支払額	850
年金資産の期末残高	21,247
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	16,431 百万円
年金資産	21,247
	4,815
非積立型制度の退職給付債務	2,774
未積立退職給付債務	2,041
未認識数理計算上の差異	2,923
未認識過去勤務費用	1
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883
退職給付引当金	2,759
前払年金費用	1,875
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883
(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	802 百万円
利息費用	275
期待運用収益	455
数理計算上の差異の費用処理額	86
過去勤務費用の費用処理額	52
確定給付制度に係る退職給付費用	655
(5) 年金資産に関する事項	
年金資産の主な内容	
年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。	
債券	31%
株式	32%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

## 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	1.8%
退職一時金制度の割引率	1.3%
長期期待運用収益率	2.35%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

## 当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	19,205 百万円
勤務費用	754
利息費用	331
数理計算上の差異の発生額	1,665
退職給付の支払額	1,317
過去勤務費用の発生額	882
その他	7
退職給付債務の期末残高	16,418

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	21,247 百万円
期待運用収益	499
数理計算上の差異の発生額	429
事業主からの拠出額	748
退職給付の支払額	1,023
年金資産の期末残高	21,041

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	14,234 百万円
年金資産	21,041
	6,806
非積立型制度の退職給付債務	2,183
未積立退職給付債務	4,623
未認識数理計算上の差異	4,003
未認識過去勤務費用	825
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205
退職給付引当金	2,618
前払年金費用	2,413
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	754 百万円
利息費用	331
期待運用収益	499
数理計算上の差異の費用処理額	157
過去勤務費用の費用処理額	58
確定給付制度に係る退職給付費用	371

## (5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	32%
株式	31%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	20%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	2.5%
退職一時金制度の割引率	1.9%
長期期待運用収益率	2.35%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

## 税効果会計関係

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2024年3月31日)	当事業年度末 (2025年3月31日)
------------------------	------------------------

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
	百万円		百万円
繰延税金資産		繰延税金資産	
賞与引当金	1,422	賞与引当金	1,840
退職給付引当金	855	退職給付引当金	824
関係会社株式評価減	1,162	関係会社株式評価減	1,281
未払事業税	360	未払事業税	547
投資有価証券評価減	11	投資有価証券評価減	12
減価償却超過額	323	減価償却超過額	331
時効後支払損引当金	186	時効後支払損引当金	192
関係会社株式売却損	505	関係会社株式売却損	509
ゴルフ会員権評価減	79	ゴルフ会員権評価減	81
資産除去債務	348	資産除去債務	451
未払社会保険料	116	未払社会保険料	135
その他	50	その他	38
繰延税金資産小計	5,422	繰延税金資産小計	6,245
評価性引当額	1,848	評価性引当額	1,973
繰延税金資産合計	3,573	繰延税金資産合計	4,271
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	109	資産除去債務に対応する除去費用	144
関係会社株式評価益	85	関係会社株式評価益	86
その他有価証券評価差額金	146	その他有価証券評価差額金	145
前払年金費用	581	前払年金費用	760
繰延税金負債合計	922	繰延税金負債合計	1,136
繰延税金資産の純額	2,651	繰延税金資産の純額	3,134
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	5.4%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.9%
タックスヘイブン税制	1.2%	タックスヘイブン税制	1.3%
外国税額控除	0.3%	外国税額控除	0.3%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%
その他	0.2%	その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.2%
3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正		3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正	
「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。		「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。	
これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を31.0%から31.5%に変更し計算しております。		これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を31.0%から31.5%に変更し計算しております。	
この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は9百万円増加し、法人税等調整額が11百万円、その他有価証券評価差額金が2百万円、それぞれ減少しております。		この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は9百万円増加し、法人税等調整額が11百万円、その他有価証券評価差額金が2百万円、それぞれ減少しております。	

## 2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

## 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

当事業年度において、原状回復費用の見積変更と使用見込期間の延長により、変更前の資産除去債務残高に308百万円加算しております。使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	(単位：百万円)	
	前事業年度	当事業年度
	自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
期首残高	1,123	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加	-	-
資産除去債務の履行による減少	-	-
見積もりの変更による増加	-	308
期末残高	1,123	1,431

4. 当該資産除去債務の金額の見積もりの変更

[ 会計上の見積りの変更に関する注記 ] (1) に記載の通りであります。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）

区分	前事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
委託者報酬	124,707百万円
運用受託報酬	19,131百万円
成功報酬(注)	2,071百万円
その他営業収益	291百万円
合計	146,202百万円

(注) 成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）

区分	当事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
委託者報酬	155,768百万円
運用受託報酬	21,631百万円
成功報酬(注)	2,042百万円
その他営業収益	328百万円
合計	179,770百万円

(注) 成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[ 重要な会計方針 ] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## セグメント情報等

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

### 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### 2. 関連情報

#### (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

#### (2) 地域ごとの情報

##### 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

##### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

#### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

### 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### 2. 関連情報

#### (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

#### (2) 地域ごとの情報

##### 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

##### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

#### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていない

いため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 関連当事者情報

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

### 1. 関連当事者との取引

#### (ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会社業	被所有100%	経営管理	資金の借入(*1)	141,800	短期借入金	13,700
							資金の返済(*1)	128,100		
							借入金利息(*1)	123	未払利息	19

#### (イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付(*1)	2,856	短期貸付金	757
							資金の返済(*1)	3,081		
							貸付金利息(*1)	48	未収利息	9

#### (ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の 子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*2)	30,272	未払手数料	7,148

#### (エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1) 資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。

(\*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、  
ニューヨーク証券取引所に上場）

## (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## (ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会社業	被所有100%	経営管理	資金の借入(*1)	177,500	短期借入金	6,000
							資金の返済(*1)	185,200		
							借入金利息(*1)	210	未払利息	3

## (イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付(*1)	6,964	短期貸付金	2,242
							資金の返済(*1)	5,368		
							貸付金利息(*1)	93	未収利息	23
子会社	ノムラ・アセット・マネジメント U.S.A. インク	ニューヨーク	7,934,529 (米ドル)	投資顧問業	直接100%	-	有償減資(*2)	4,475	-	-

## (ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	40,328	未払手数料	7,644

## (エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
(\*1) 資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。  
(\*2) ノムラ・アセット・マネジメント U.S.A. インクが行った有償減資の金額を記載しております。  
(\*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

野村ホールディングス株（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、  
ニューヨーク証券取引所に上場）

## (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

## 1 株当たり情報

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
1株当たり純資産額	11,677円62銭	1株当たり純資産額	13,603円86銭
1株当たり当期純利益	5,471円85銭	1株当たり当期純利益	7,398円11銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	28,183百万円	損益計算書上の当期純利益	38,105百万円
普通株式に係る当期純利益	28,183百万円	普通株式に係る当期純利益	38,105百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

## 中間財務諸表

## 中間貸借対照表

		2025年9月30日現在
区分	注記番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		5,306
金銭の信託		61,701
未収委託者報酬		36,524
未収運用受託報酬		6,554
短期貸付金		2,977
その他		1,423
貸倒引当金		21
流動資産計		114,466
固定資産		
有形固定資産	1	694
無形固定資産		7,496
ソフトウェア		7,496
その他		0

投資その他の資産		17,252
投資有価証券		2,936
関係会社株式		6,878
長期差入保証金		522
前払年金費用		2,655
繰延税金資産		4,154
その他		104
固定資産計		25,444
資産合計		139,910

2025年9月30日現在		
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
短期借入金		44,300
未払金		12,484
未払収益分配金		1
未払償還金		64
未払手数料		11,936
関係会社未払金		483
未払費用		11,850
未払法人税等		6,494
未払消費税等	2	970
賞与引当金		3,346
その他		188
流動負債計		79,635
固定負債		
退職給付引当金		2,754
時効後支払損引当金		616
資産除去債務		1,431
固定負債計		4,802
負債合計		84,438
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		55,149
資本剰余金		17,180
資本剰余金		13,729
資本準備金		11,729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		24,239
利益準備金		685
その他利益剰余金		23,554
繰越利益剰余金		23,554
評価・換算差額等		323
その他有価証券評価差額金		323
純資産合計		55,472
負債・純資産合計		139,910

## 中間損益計算書

自 2025年4月 1日 至 2025年9月30日		
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		83,255
運用受託報酬		11,442
その他営業収益		148

営業収益計			94,846
営業費用			
支払手数料			31,463
調査費			19,015
その他営業費用			3,383
営業費用計			53,863
一般管理費	1		18,119
営業利益			22,863
営業外収益	2		7,810
営業外費用	3		900
経常利益			29,773
特別利益	4		50
特別損失	5		346
税引前中間純利益			29,477
法人税、住民税及び事業税			6,987
法人税等調整額			1,022
中間純利益			23,512

## 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	38,156	38,841	69,751
当中間期変動額								
剰余金の配当						38,115	38,115	38,115
中間純利益						23,512	23,512	23,512
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)								
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	14,602	14,602	14,602

当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	23,554	24,239	55,149
---------	--------	--------	-------	--------	-----	--------	--------	--------

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	317	317	70,069
当中間期変動額			
剰余金の配当			38,115
中間純利益			23,512
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	5	5	5
当中間期変動額合計	5	5	14,596
当中間期末残高	323	323	55,472

## [重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法  (2) その他有価証券 市場価格のない ... 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)  市場価格のない ... 移動平均法による原価法 株式等						
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法						
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法						
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。						
5. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>6～15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。	建物	6年	附属設備	6～15年	器具備品	4～15年
建物	6年						
附属設備	6～15年						
器具備品	4～15年						

## 6．引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## (2) 賞与引当金

賞与の支払いに備えるため、支払見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。

## (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

## 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

## 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。

退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。

## (4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

## 7．収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

## 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

## 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

## 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

## [注記事項]

## 中間貸借対照表関係

2025年9月30日現在



資産計	61,701	61,701	-
(2)その他（デリバティブ取引）	49	49	-
負債計	49	49	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
市場価格のない株式等（ ）	7,053
組合出資金等	2,761
合計	9,815

( ) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、当事業年度において299百万円減損処理を行っております。

## 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	中間貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	61,701	-	61,701
資産計	-	61,701	-	61,701
デリバティブ取引（通貨関連）	-	49	-	49
負債計	-	49	-	49

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

有価証券関係

当中間会計期間末（2025年9月30日）

## 1．売買目的有価証券(2025年9月30日)

該当事項はありません。

## 2．満期保有目的の債券(2025年9月30日)

該当事項はありません。

## 3．子会社株式及び関連会社株式(2025年9月30日)

## 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

区分	中間貸借対照表 計上額（百万円）
子会社株式	6,772
関連会社株式	106

## 4．その他有価証券(2025年9月30日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額174百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額2,761百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

## デリバティブ取引関係

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

## 当中間会計期間（2025年9月30日）

区分	取引の種類	契約額等 （百万円）	契約額等の うち一年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	2,920	-	49	49

## 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減（単位：百万円）

	自 2025年4月 1日 至 2025年9月30日
期首残高	1,431
有形固定資産の取得に伴う増加	-
時の経過による調整額	-
中間期末残高	1,431

## 収益認識に関する注記

## 1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

区分	当中間会計期間 （自2025年4月 1日 至2025年9月30日）
委託者報酬	83,248百万円
運用受託報酬	11,429百万円
成功報酬（注）	20百万円
その他営業収益	148百万円

合計	94,846百万円
----	-----------

（注）成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示していません。

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

## 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

### セグメント情報等

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

#### 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 2. 関連情報

##### (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

##### (2) 地域ごとの情報

###### 営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

###### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

##### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

### 1株当たり情報

	自 2025年4月 1日 至 2025年9月30日
1株当たり純資産額	10,769円89銭
1株当たり中間純利益	4,564円89銭
(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、潜在株式がないため、記載していません。	
2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純利益	23,512百万円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	23,512百万円
期中平均株式数	5,150千株

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1 名称、資本金の額及び事業の内容

&lt; 更新後 &gt;

## (1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額*	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	50,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

\* 2026年3月末現在

## (2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額*	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	4,930百万円	
S M B C 日興証券株式会社	135,000百万円	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円	
シティグループ証券株式会社	96,307百万円	
大和証券株式会社	100,000百万円	
パークレイズ証券株式会社	38,945百万円	
B N P パリバ証券株式会社	102,025百万円	
B o f A 証券株式会社	83,140百万円	
三菱 U F J モルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	

\* 2026年3月末現在

## 3 資本関係

&lt; 訂正前 &gt;

(2025年3月末現在の持株比率5.0%以上を記載します。)

## (1) 受託者

該当事項はありません。

## (2) 販売会社

該当事項はありません。

&lt; 訂正後 &gt;

(2025年9月末現在の持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

栗田 俊郎

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジあり）連動型上場投信の2025年9月8日から2026年3月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジあり）連動型上場投信の2026年3月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

2025年6月6日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 水 永 真太郎  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

#### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用

することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2025年11月27日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 水 永 真太郎  
業務執行社員

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第67期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を

開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。